

# **第2次新座市子ども・子育て支援 事業計画**

令和2年3月  
新 座 市



## **子どもがのびのびと育つまち にいざを目指して**

本市では、平成16年に全国の自治体に先駆け「新座市次世代育成支援行動計画」を、さらに平成27年には「子ども・子育て支援新制度」が始まったことを受け、「新座市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ」を基本理念として、保育施設や放課後児童保育室を増設するとともに、乳児家庭全戸訪問事業や地域子育て支援拠点事業などの各種子育て支援施策の推進に努めてまいりました。

この間、わが国では、出生率の低下などによる急速な少子高齢化の進展、保育園の待機児童の増加、重大な児童虐待事案の発生、子育て中の親の社会からの孤立、相対的な貧困状態にある子どもたちの存在など、様々な問題がクローズアップされてきました。

子ども・子育てをめぐる問題が複雑化・多様化している中、安心して子どもを産み、育てることができる環境作り、また、子どもたちが健やかに成長できる環境作りを更に進めていくため、この度、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2次新座市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、誰もが「住んでみたい、ずっと住み続けたい」と思えるような子育て応援都市にいざの実現を目指してまいりますので、市民の皆様を始め、NPOなどの各団体、事業者の皆様など、地域の全ての方々のより一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりまして、貴重な御意見や御提案を頂きました新座市子ども・子育て会議の委員の皆様、そして「新座市子育て支援に関するアンケート調査」に御協力いただきました市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

新座市長 並木 傑 マサル

# 目 次

第1章 計画の概要 .....	1
1 計画策定の背景と趣旨 .....	2
2 基本理念 .....	4
3 基本目標 .....	5
(1) すべての子どもが健やかに、幸せに育つことを応援するために .....	5
(2) すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できることを応援するために .....	5
(3) 地域で子どもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために .....	5
4 計画の位置付け .....	6
(1) 法的な位置付け .....	6
(2) 市の関連計画との位置付け .....	6
5 計画の期間 .....	7
6 計画の対象 .....	7
7 計画策定の経過 .....	7
8 計画の進捗管理・評価 .....	8
第2章 新座市の子どもを取り巻く状況 .....	9
1 新座市の子どもと家庭 .....	10
(1) 人口の状況 .....	10
(2) 世帯の状況 .....	12
(3) 出生の状況 .....	14
(4) 就業の状況 .....	16
(5) 教育・保育事業利用の状況 .....	17
(6) その他の状況 .....	20
2 アンケート調査からみる子どもの状況 .....	23
(1) 調査の概要 .....	23
(2) 調査結果 .....	24
3 第1次計画の評価 .....	34
(1) 保育にかかる施設型給付 .....	34
(2) 利用者支援事業 .....	36
(3) 時間外保育事業 .....	36
(4) 放課後児童健全育成事業 .....	37
(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト事業） .....	38
(6) 乳児家庭全戸訪問事業 .....	39
(7) 養育支援訪問事業 .....	39
(8) 地域子育て支援拠点事業 .....	40

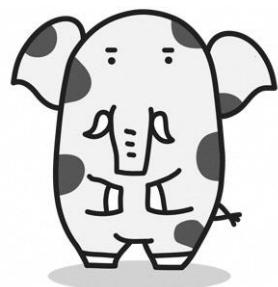
(9) 一時預かり事業	41
(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）	42
(11) ファミリー・サポート・センター事業	42
(12) 妊婦健康診査事業	43
<b>4 第2次計画に向けた考え方</b>	<b>44</b>
<b>第3章 施策の展開</b>	<b>45</b>
<b>施策の体系</b>	<b>46</b>
<b>基本目標I すべての子どもが健やかに、幸せに育つことを応援するために</b>	<b>47</b>
基本施策（1）子どもの育ちを応援する事業	47
基本施策（2）幼児教育・保育事業	50
基本施策（3）児童虐待防止に向けた取組	52
基本施策（4）障がい児施策の充実に向けた取組	53
基本施策（5）生活困難世帯に対する支援の推進 <b>新</b>	55
<b>基本目標II すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できることを応援するために</b>	<b>56</b>
基本施策（1）安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援 <b>新</b>	56
基本施策（2）子育てしやすい環境の整備	58
<b>基本目標III 地域で子どもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために</b>	<b>59</b>
基本施策（1）地域における子育て支援のネットワークづくり	59
基本施策（2）青少年を支援する取組	61
基本施策（3）安心して外出できる環境の整備	62
基本施策（4）子どもを犯罪等の被害から守るための取組の推進	63
<b>第4章 教育・保育の量の見込みと 確保方策、実施時期</b>	<b>65</b>
<b>1 教育・保育提供区域の設定</b>	<b>66</b>
<b>2 人口の見込み</b>	<b>67</b>
<b>3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育</b>	<b>70</b>
(1) 保育にかかる施設型給付	70
(2) 学校教育にかかる施設型給付	75
<b>4 地域子ども・子育て支援事業</b>	<b>79</b>
(1) 利用者支援事業	79
(2) 時間外保育事業	81
(3) 放課後児童健全育成事業	82
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト事業）	84
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	86
(6) 養育支援訪問事業	87
(7) 地域子育て支援拠点事業	88
(8) 一時預かり事業	89
(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）	91
(10) ファミリー・サポート・センター事業	92
(11) 妊婦健康診査事業	93
(12) 実費徴収に係る補足給付事業	94

(13) 多様な主体の参入促進事業 .....	94
参考資料 .....	95
1 計画の策定経過 .....	96
2 新座市子ども・子育て会議委員名簿 .....	97
3 関係法令 .....	98
(1) 新座市子ども・子育て会議条例 .....	98
(2) 児童の権利に関する条約（抜粋） .....	99
(3) 新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 ...	102
(4) 新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 .....	110
(5) 新座市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 .....	123





# 第1章 計画の概要



## 1 計画策定の背景と趣旨

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータ（インターネット上に蓄積される膨大なデータ）など、新たな技術を活用した産業が大きな成長を見せており、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えてます。こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育ちを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を始めとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

しかしながら、25歳から44歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の必要者数の増加などにより、平成30年4月時点の全国の待機児童数は1万9,895人と減少傾向となっているものの、保育を必要とする子ども・家庭全てが利用できていない状況です。

待機児童の解消は喫緊の課題であり、国では平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、平成30年度から令和4年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

就学児童においても、共働き家庭等の児童数の更なる増加が見込まれており、平成30年9月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業及び放課後児童健全育成事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

本市においては、平成27年3月に「新座市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てをしやすいまちづくりの実現に向けて子育て支援を総合的に進めてきました。

待機児童数は近年減少してきているものの、依然として解消に至っておらず、今後も保育ニーズの高まりが予測される中で、保護者のニーズを適切に把握しながら、更に待機児童の解消に向けて取り組んでいく必要があります。

また、子育て中の多くの保護者が、子育てについて不安等を抱えている中で、子育て世帯の不安感や負担感の軽減を図るため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制づくりも重要です。

この度、「新座市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和元年度末で満了することから、引き続き計画的に施策を推進するため「第2次新座市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していきます。



## 2 基本理念

基本理念は、本市及び本計画の考え方を示すものです。

本市では、平成16年度に策定した「新座市次世代育成支援行動計画」及び「新座市子ども・子育て支援事業計画」において、「子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ」を基本理念と位置付けてきました。

この基本理念には、まち全体で全ての子育て家庭を「応援」すること、子どもと共に親も成長していく「共育ち」、子育て・子育ちを応援するための地域づくりが重要であるという考え方、また、行政の施策だけでなく、地域社会全体が一体となった子育て環境づくりを目指し、全ての市民が共に成長し、より良い地域をつくっていきたいという願いが込められています。

子ども・子育て支援法に基づく国的基本指針においては、「18歳までを子どもとする」、「父母その他の保護者は、子育てについて第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現」、

「子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、『親育ち』の過程を支援していくことが必要」、「家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が各自の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない」と規定されています。

子育てをしやすいまちづくりには、子どもの成長を目的の核に据えつつ、共に親が育ち、地域が育つことが欠かせないものであり、また、親が発する子育てのニーズを把握するだけでなく、子どもたち自身が何を望んでいるのか、子どもたちにとって何が望ましいのかという視点を持つことが重要です。

本計画においても、これまで市が掲げてきた基本理念「子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ」を引き続き継承し、この理念を具現化するために各施策を実施していきます。

### 3 基本目標

本計画では、以下の3つの基本目標の下に、子ども・子育て支援施策の総合的な推進を図ります。

#### (1) すべての子どもが健やかに、幸せに育つことを応援するために

核家族化や共働き家庭の増加などの社会状況の変化によって、保育ニーズが高まっています。

このような保育ニーズの高まりへ対応するため、乳幼児期における保育サービスの充実や就学児童の放課後の活動場所の充実を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境の整備を進めます。

また、妊娠婦や新生児の健康、虐待の未然防止、障がい児支援など、子どもが健やかに育つことができるための多面的なサポートをします。

#### (2) すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できることを応援するために

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての子育て家庭と子どもを対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていく必要があります。

子育てに不安や悩みを抱えた家庭が孤立することがないよう、家庭環境等の変化により多様化する相談に応えるとともに、妊娠婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるよう取組を進めます。

また、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

#### (3) 地域で子どもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために

地域の大人たちが子どもを見守る取組を推進するため、子どもや保護者が参加して交流できる場づくりなど、地域資源を活かした総合的な子育て支援体制づくりをさらに推進します。

また、親子が安心して外出できる環境づくりに努めるとともに、子どもが犯罪に巻き込まれない、安全・安心なまちづくりを進めます。

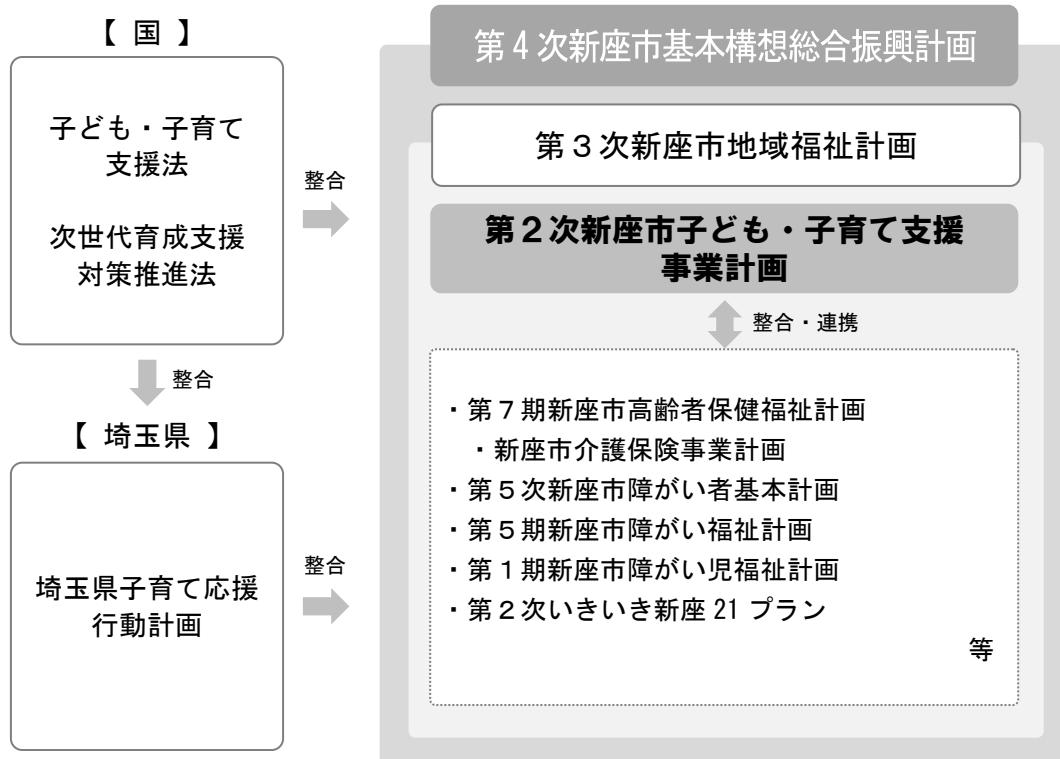
## 4 計画の位置付け

### (1) 法的な位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく子ども・子育て支援事業計画であるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」として位置付けるものです。

### (2) 市の関連計画との位置付け

本計画は、市のまちづくりの基本となる「新座市総合計画」を上位計画として、「新座市地域福祉計画」などの関連計画と整合性を持たせた、市の子ども・子育てに係る総合計画です。



## 5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から6年度までの5か年とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、必要に応じて本計画の見直しを行います。

## 6 計画の対象

本計画の対象は、本市に居住する全ての子ども（18歳未満の児童）及びその保護者、出産予定のある市民、地域における子育て支援活動を行う市民とします。

## 7 計画策定の経過

本計画の策定に当たっては、子どもの保護者、事業者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、学識経験を有する方などによって構成する「新座市子ども・子育て会議」で審議しました。

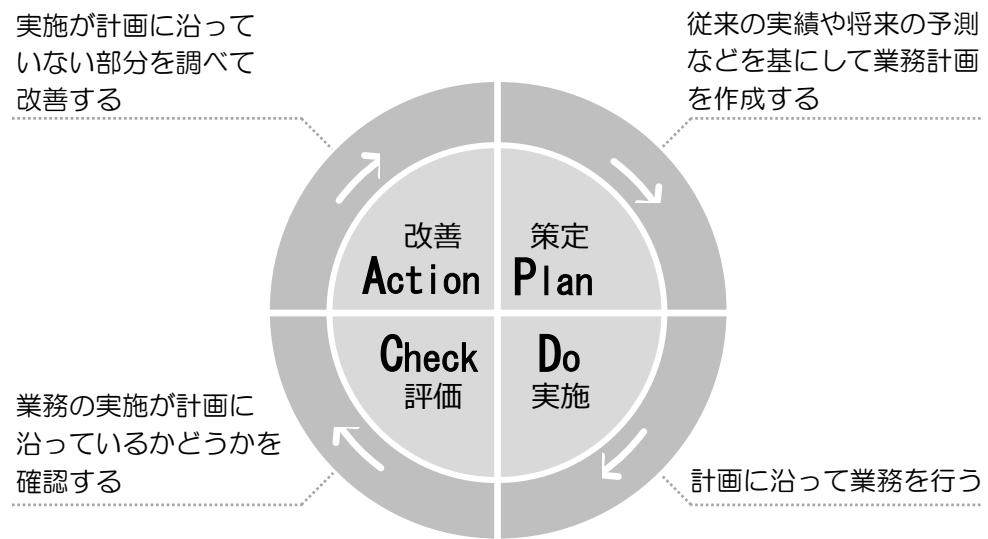
また、子育て家庭を始めとした市民の意見を反映させるため、ニーズ調査の実施、パブリックコメントに準じた意見募集を実施しました。

## 8 計画の進捗管理・評価

本計画の実行性を高めるため、年度ごとに計画の進捗状況を取りまとめ、新座市子ども・子育て会議において意見・提案を頂き、PDCAサイクルを活用した進行管理を行います。

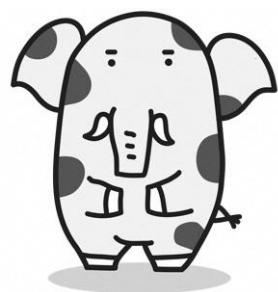
8

計画の進捗管理・評価



## 第2章

# 新座市の子どもを取り巻く状況



# 1 新座市の子どもと家庭

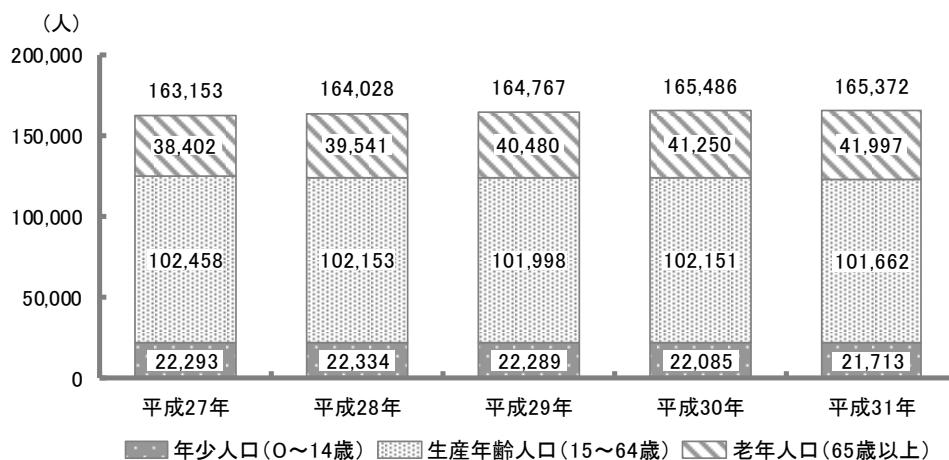
※グラフの凡例に特に指定のない場合は、新座市の状況を表しています。

## (1) 人口の状況

### ① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口はこれまで増加を続けてきましたが、平成31年に初めて減少に転じました。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少傾向である一方、老人人口（65歳以上）は増加しています。

年齢3区分別人口の推移

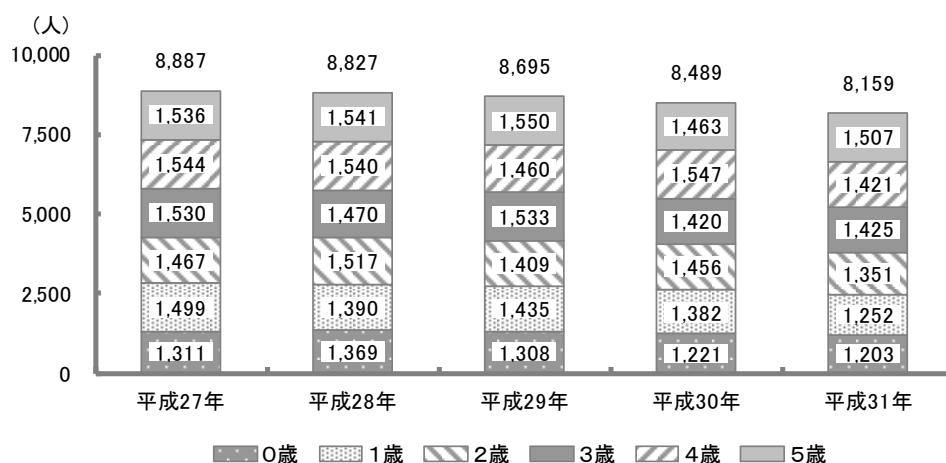


資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（平成27年～30年1月1日現在）、住民基本台帳（平成31年4月1日現在）

### ② 年齢別就学前児童数の推移

0歳から5歳までの子どもの人口は平成25年の8,993人をピークに減少しています。

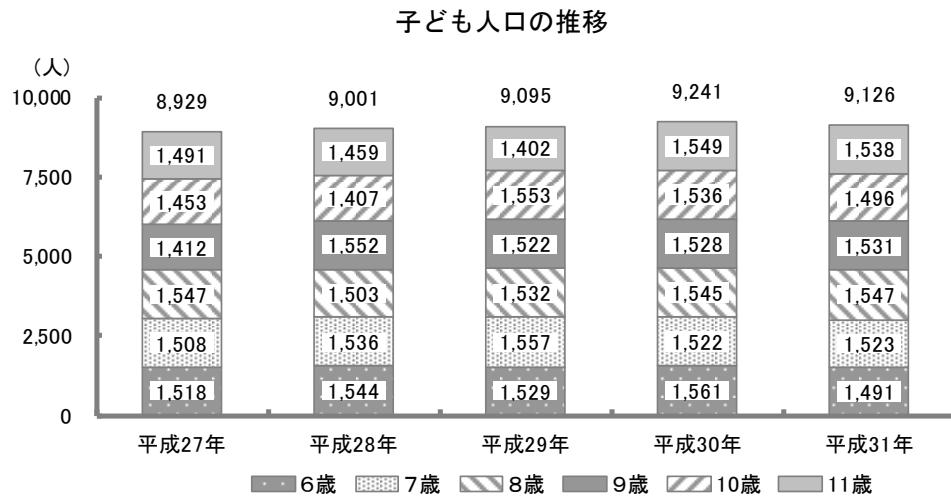
子ども人口の推移



資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（平成27年～30年1月1日現在）、住民基本台帳（平成31年4月1日現在）

### ③ 年齢別就学児童数の推移

6歳から11歳の子どもの人口は増加傾向にあります。



資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（平成27年～30年1月1日現在）、  
住民基本台帳（平成31年4月1日現在）

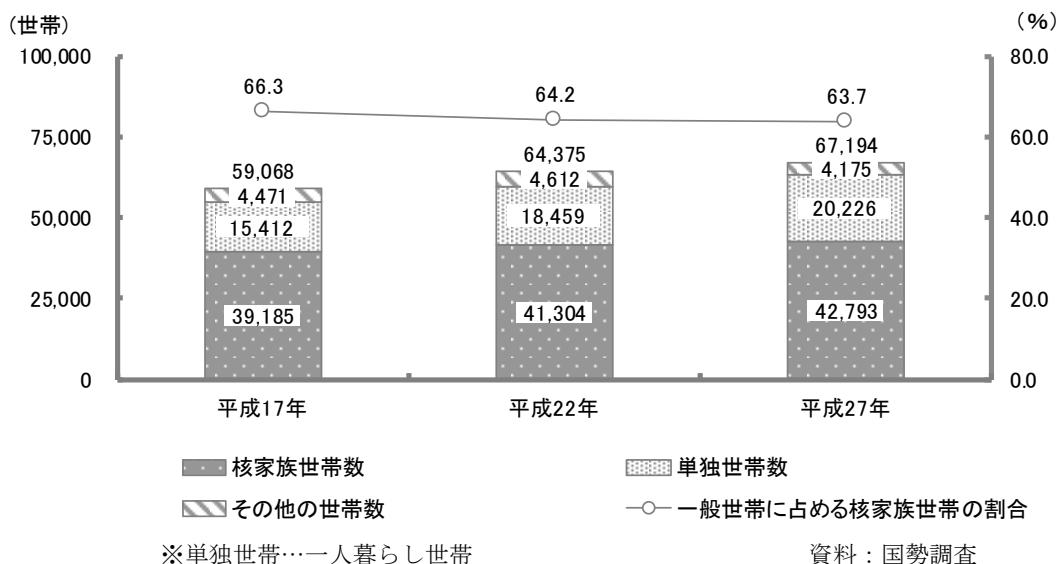
## (2) 世帯の状況

※一般世帯とは、学生寮や老人ホーム等の施設入所者以外の世帯を指します。

### ① 一般世帯の状況

核家族世帯数は年々増加していますが、一般世帯に占める核家族世帯の割合は減少しています。

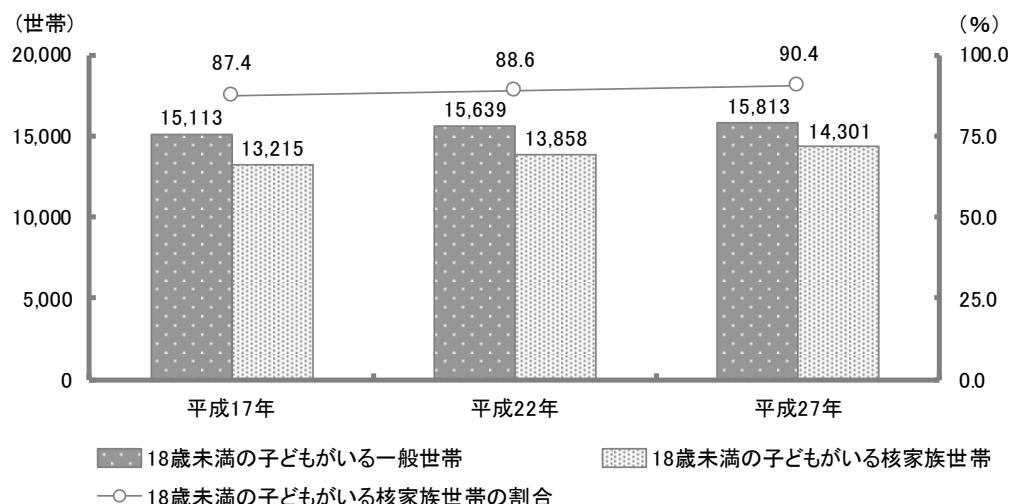
一般世帯数の推移



### ② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

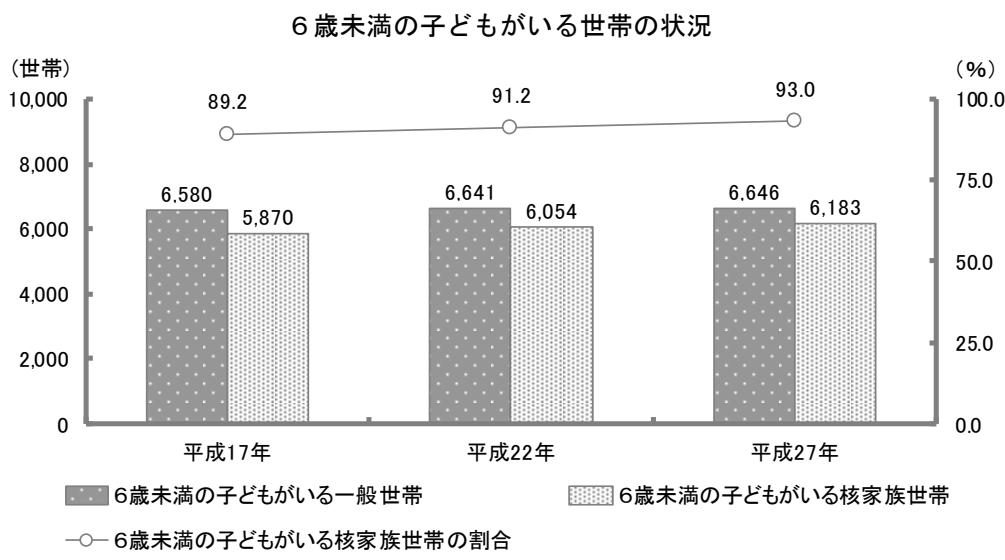
18歳未満の子どもがいる一般世帯数は増加しています。また、18歳未満の子どもがいる一般世帯に占める核家族世帯の割合も増加しています。

18歳未満の子どもがいる世帯の状況



### ③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

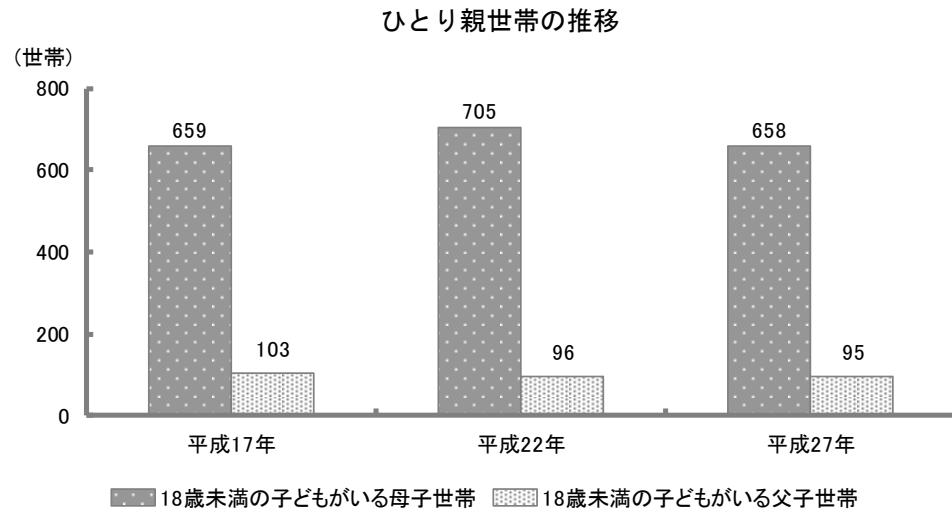
6歳未満の子どもがいる一般世帯数は増加しています。また、6歳未満の子どもがいる一般世帯に占める核家族世帯の割合も増加しています。



資料：国勢調査

### ④ ひとり親世帯の推移

18歳未満の子どもがいる母子世帯と父子世帯の数は、ほぼ横ばいの状況にあります。

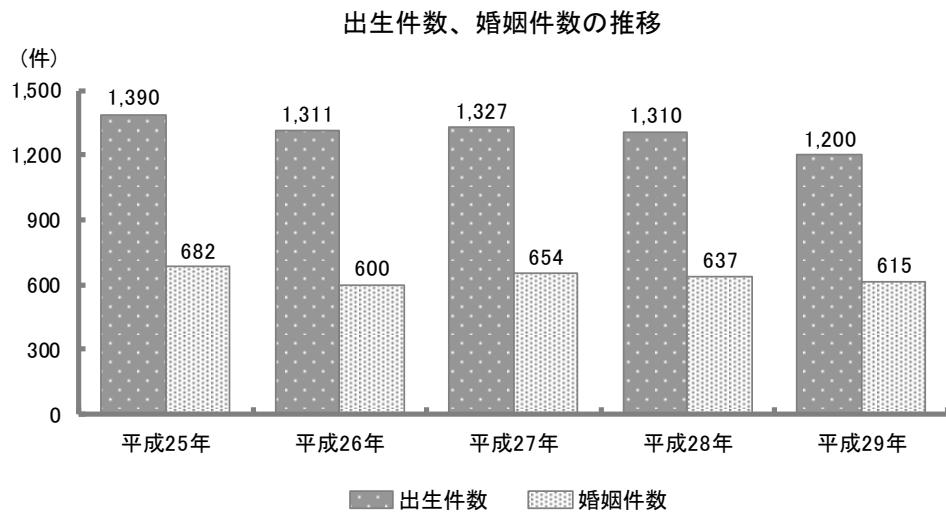


資料：国勢調査

### (3) 出生の状況

#### ① 出生件数、婚姻件数の推移

出生件数、婚姻件数ともに減少傾向にあります。

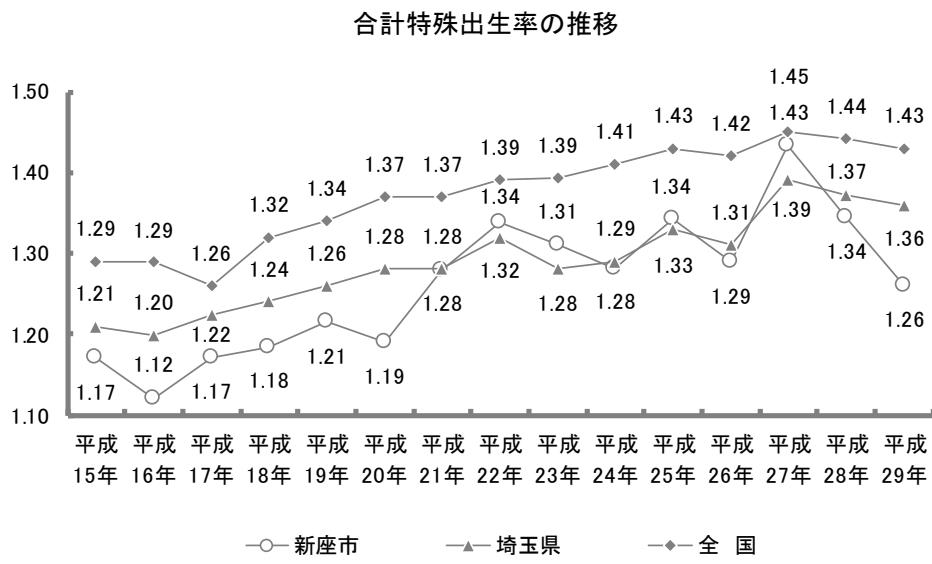


※婚姻件数は新座市において届出を受け付けた件数

資料：埼玉県合計特殊出生率の年次推移（保健所・市区町村別）

#### ② 合計特殊出生率の推移

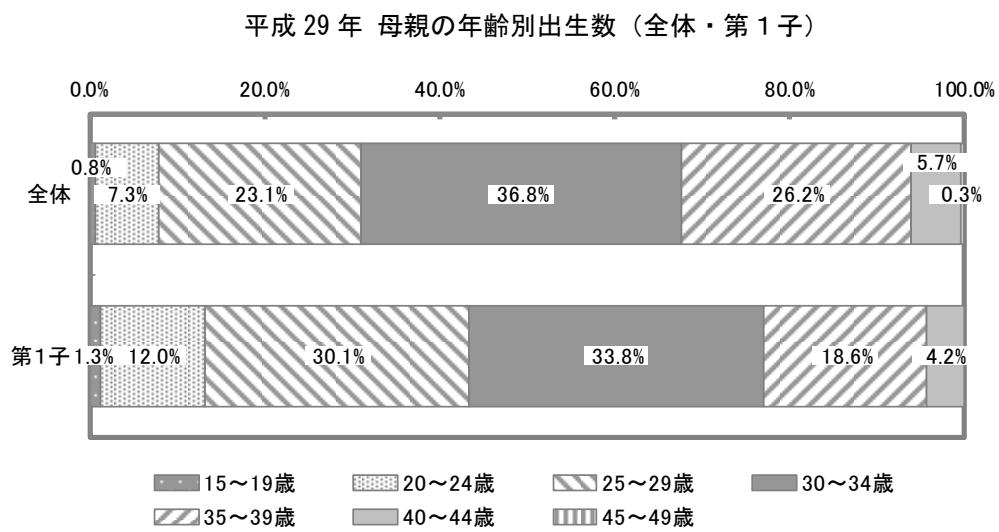
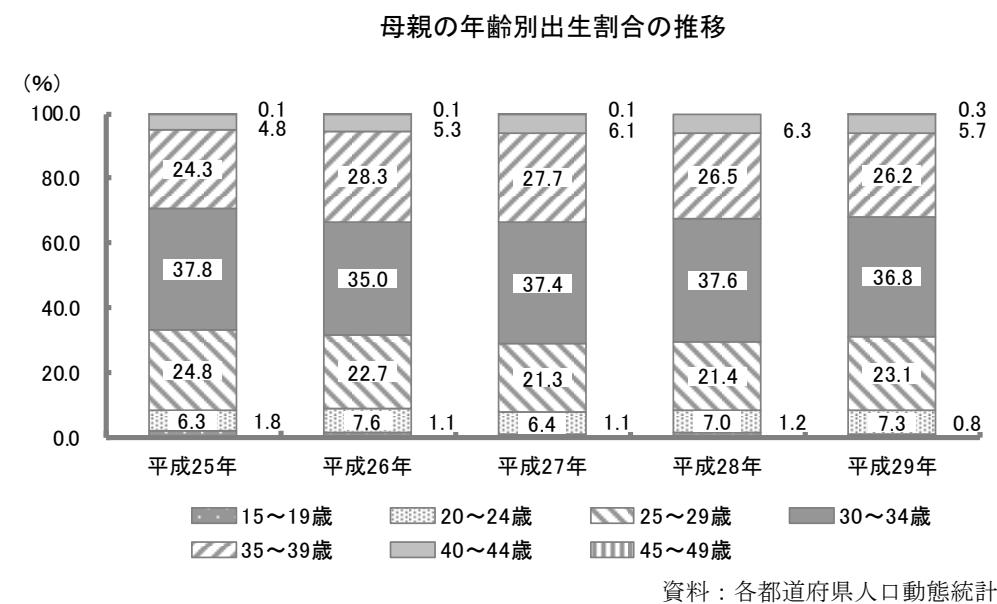
合計特殊出生率は、一人の女性が一生の間に産む子どもの平均数を示した指標です。本市の合計特殊出生率は平成27年をピークに低下しています。また、全国、埼玉県より低い値で推移しています。



資料：埼玉県合計特殊出生率の年次推移（保健所・市区町村別）

### ③ 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

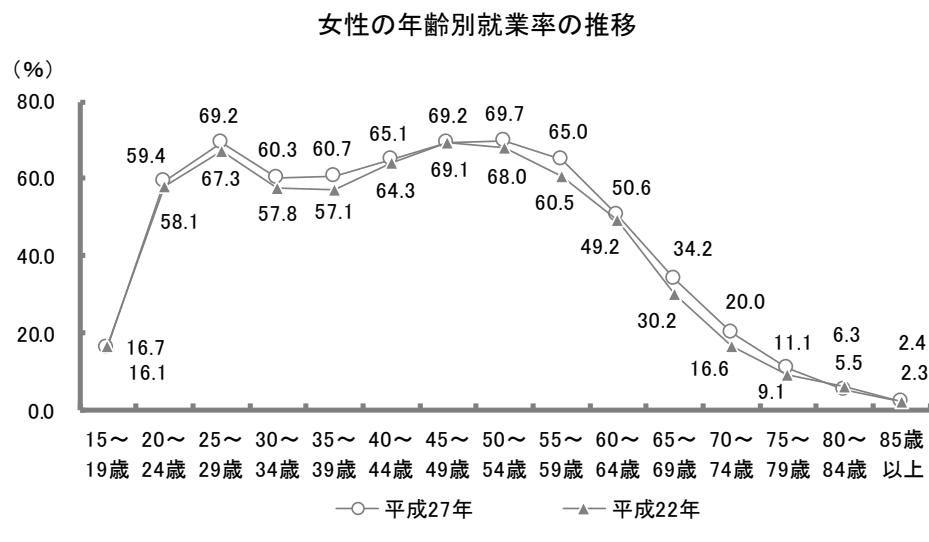
34歳以下で出産した人の割合が減少している一方、35歳以上で出産した人の割合が増加しています。



## (4) 就業の状況

### ① 女性の年齢別就業率の推移

女性の就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加しています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率が上昇したため、近年ではM字カーブは若干緩やかになっています。

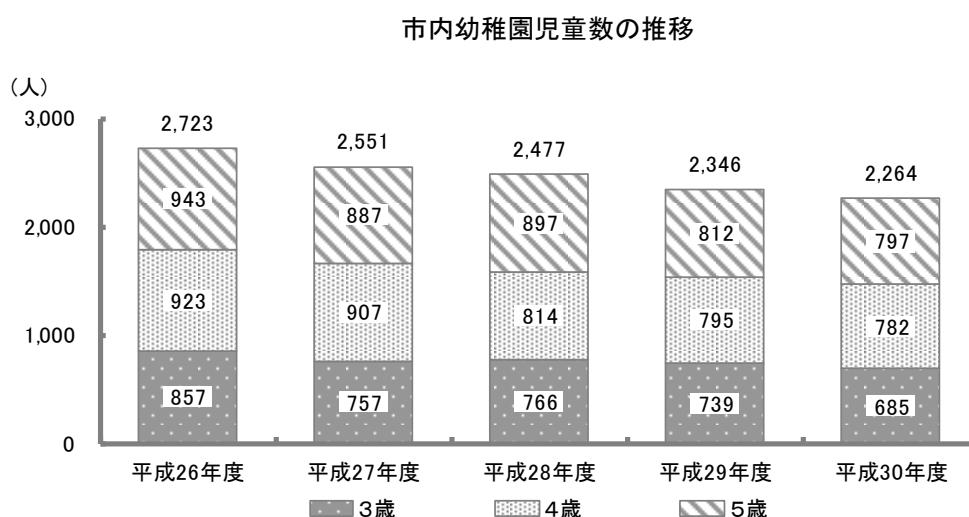


資料：国勢調査

## (5) 教育・保育事業利用の状況

### ① 市内幼稚園児童数

幼稚園在園児数は年々減少しています。

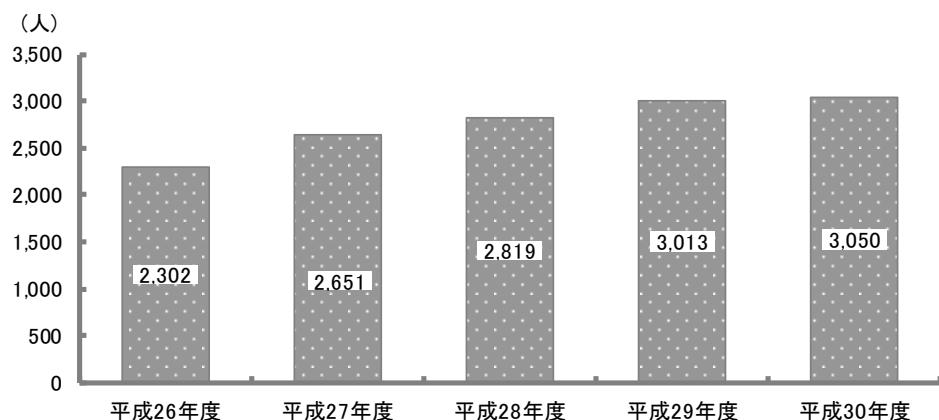


資料：埼玉県「学校基本調査」（各年5月1日時点）

### ② 市内保育園児童数

保育園在園児数は年々増加しています。

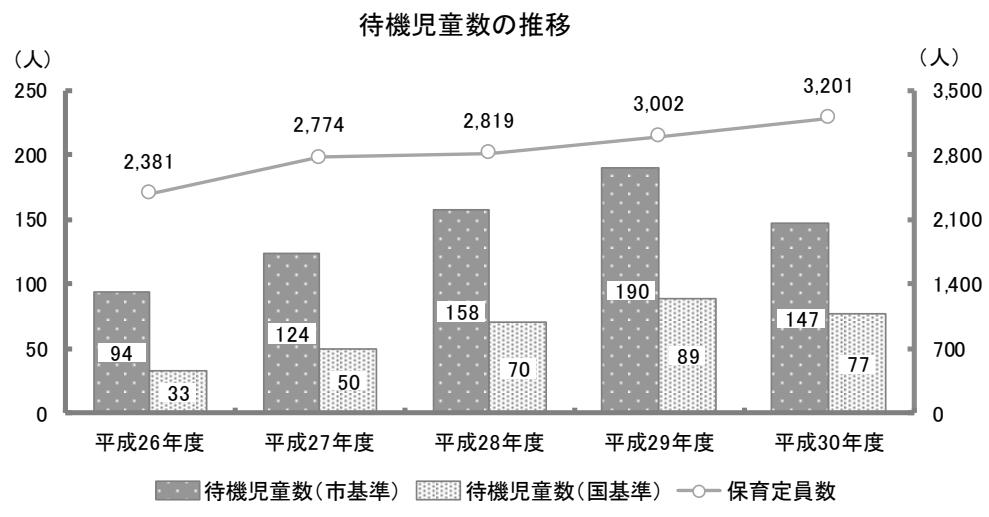
市内保育園児童数の推移



資料：新座市

### ③ 待機児童数の推移

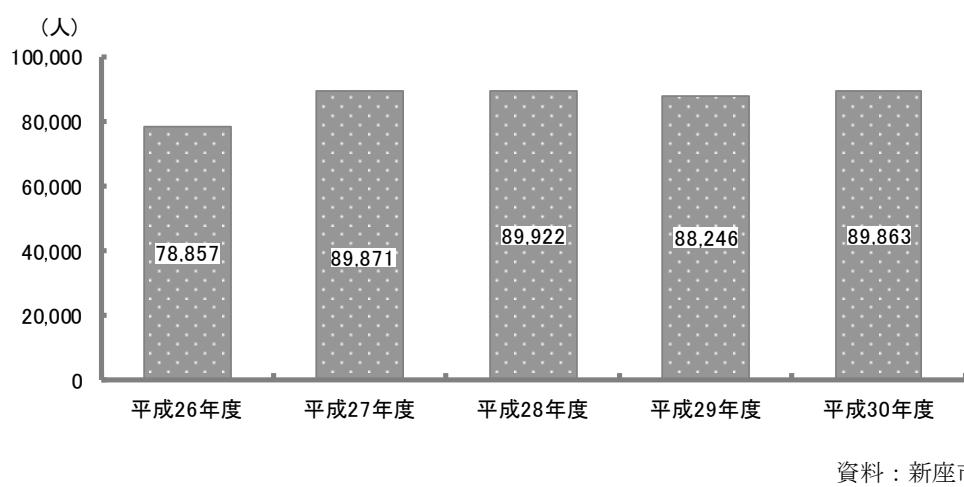
待機児童数は、平成29年までは年々増加傾向にありましたが、平成30年に減少に転じました。



### ④ 地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター）利用者数

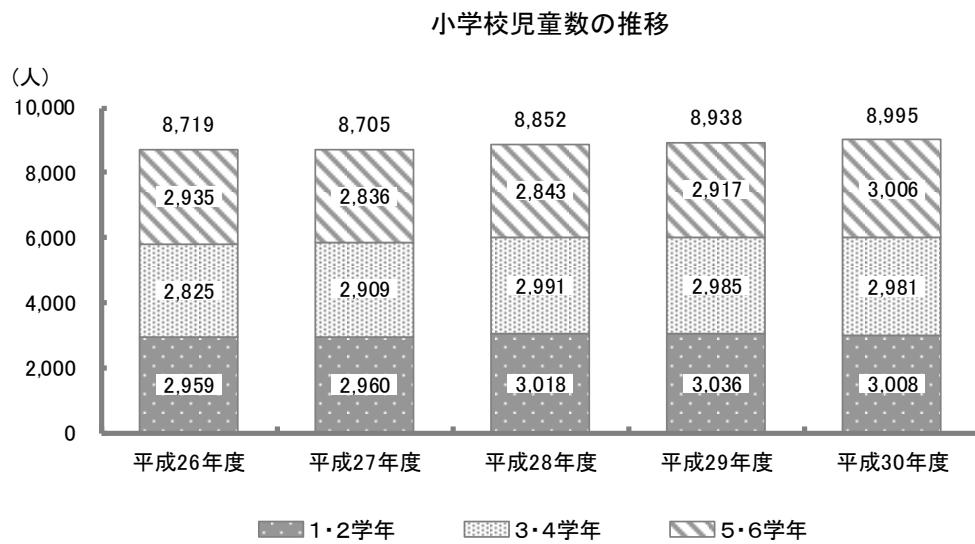
地域子育て支援拠点事業の利用者数は、ほぼ横ばいとなっています。

地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター）利用者数（年間延べ）の推移



## ⑤ 小学校児童数

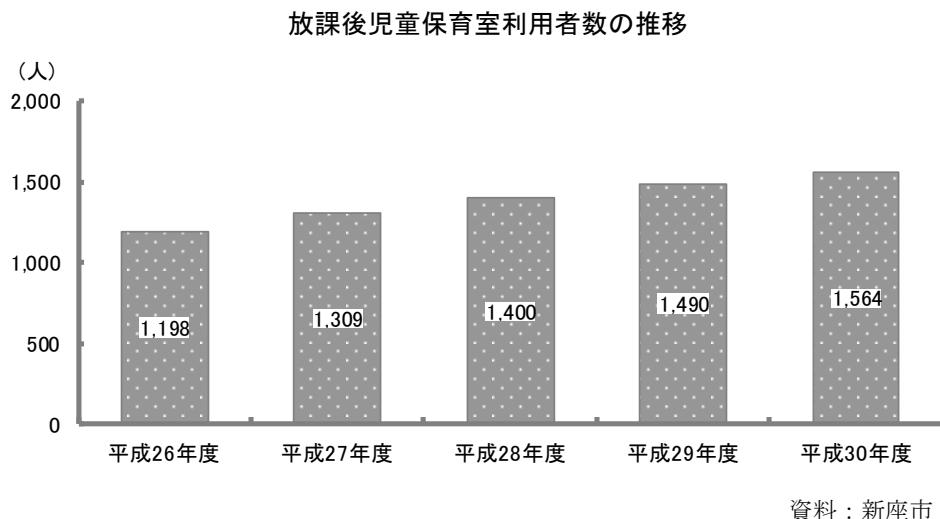
小学校児童数は近年増加傾向となっています。



資料：埼玉県「学校基本調査」（各年5月1日時点）

## ⑥ 放課後児童保育室利用者数

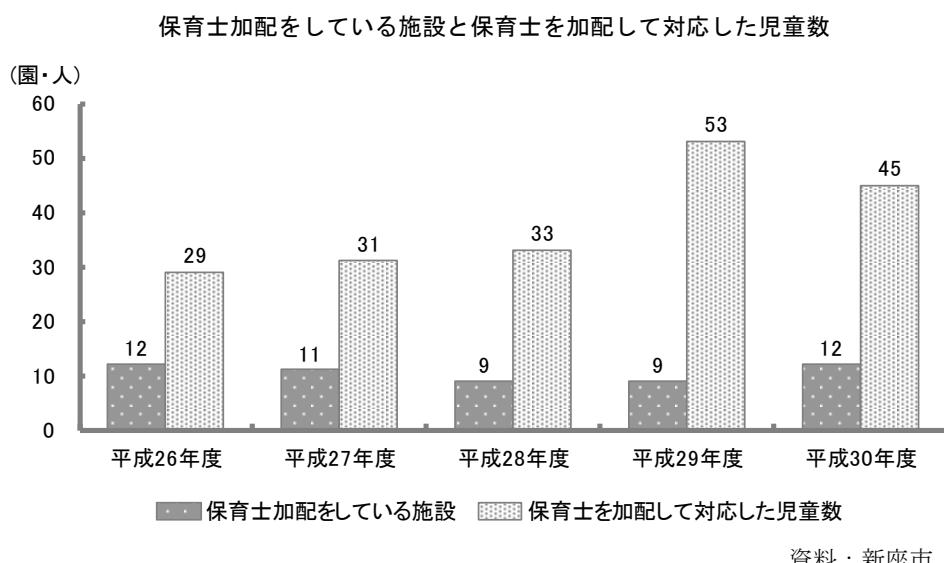
放課後児童保育室利用者数は年々増加しています。



資料：新座市

## ⑦ 保育士加配をしている施設と保育士を加配して対応した児童数

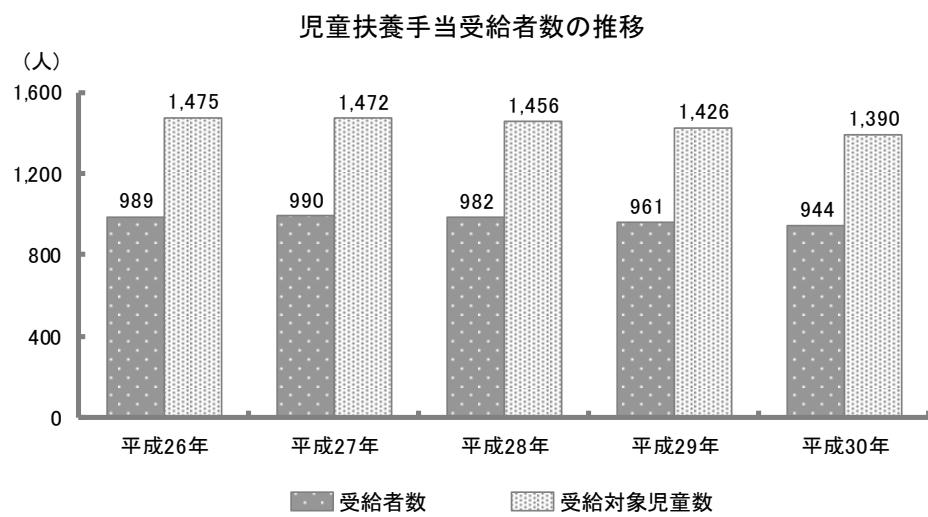
保育に当たって一定の配慮が必要な子どもの保育施設利用状況は、平成 29 年から増加傾向にあります。



## (6) その他の状況

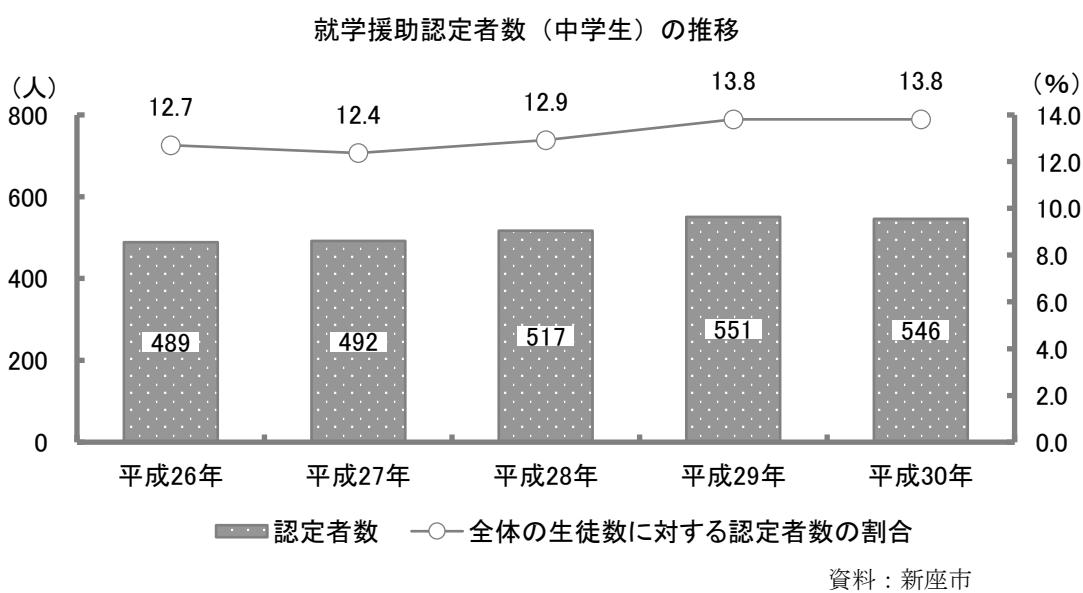
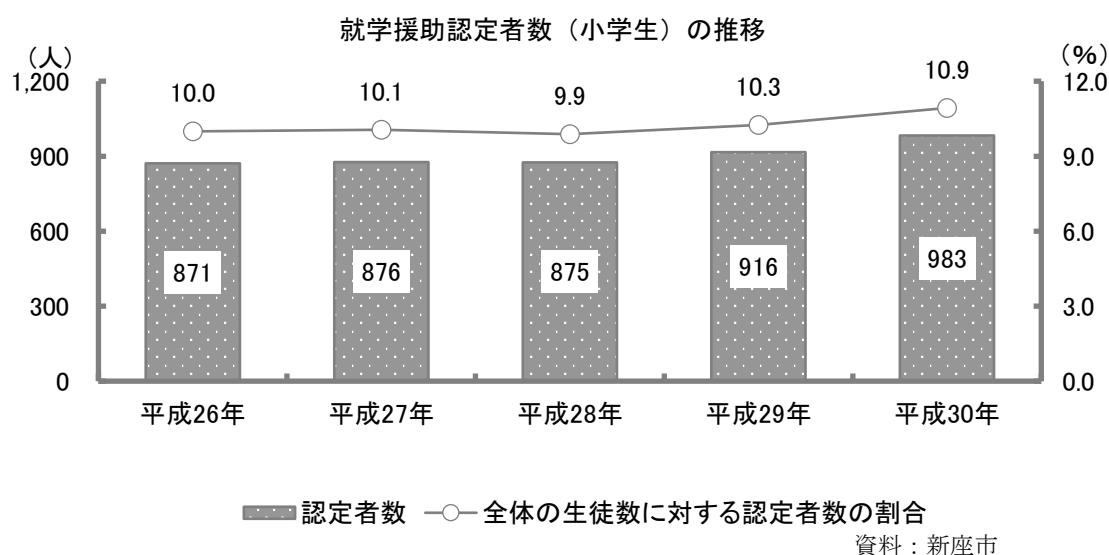
### ① 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親）に対して支給するものです。児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は年々減少しており、平成 30 年で受給者数が 944 人、受給対象児童数が 1,390 人となっています。



## ② 就学援助認定者数の推移

就学援助制度とは、経済的理由により教育の機会が失われないように、学校で掛かる経費（学用品費、修学旅行費、林間学校費、学校給食費等）を援助する制度です。就学援助認定者数の割合は小・中学生とも増加傾向にあります。

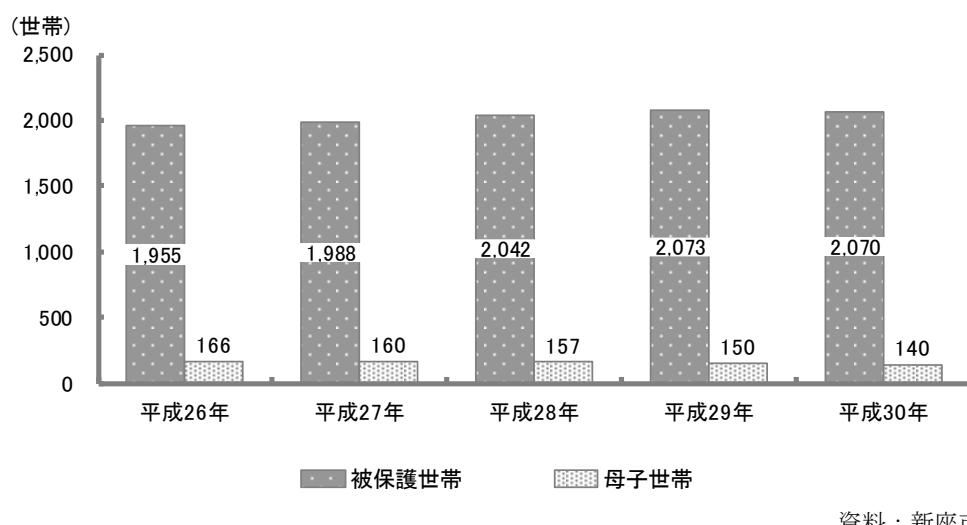


### ③ 生活保護受給世帯の総数と母子世帯の推移

生活保護受給世帯の総数は平成29年までは増加傾向にありましたが、その後微減に転じています。

母子世帯の受給世帯数は年々減少しています。

生活保護受給世帯の総数とそのうちの母子世帯数の推移



資料：新座市

## 2 アンケート調査からみる子どもの状況

### (1) 調査の概要

#### ① 調査対象

- ・就学前の子どもとその保護者 3,000 件を無作為抽出
- ・小学校就学後の子どもとその保護者 1,000 件を無作為抽出

#### ② 調査期間

平成 30 年 12 月 7 日から平成 30 年 12 月 24 日まで

#### ③ 調査方法

郵送による配布・回収

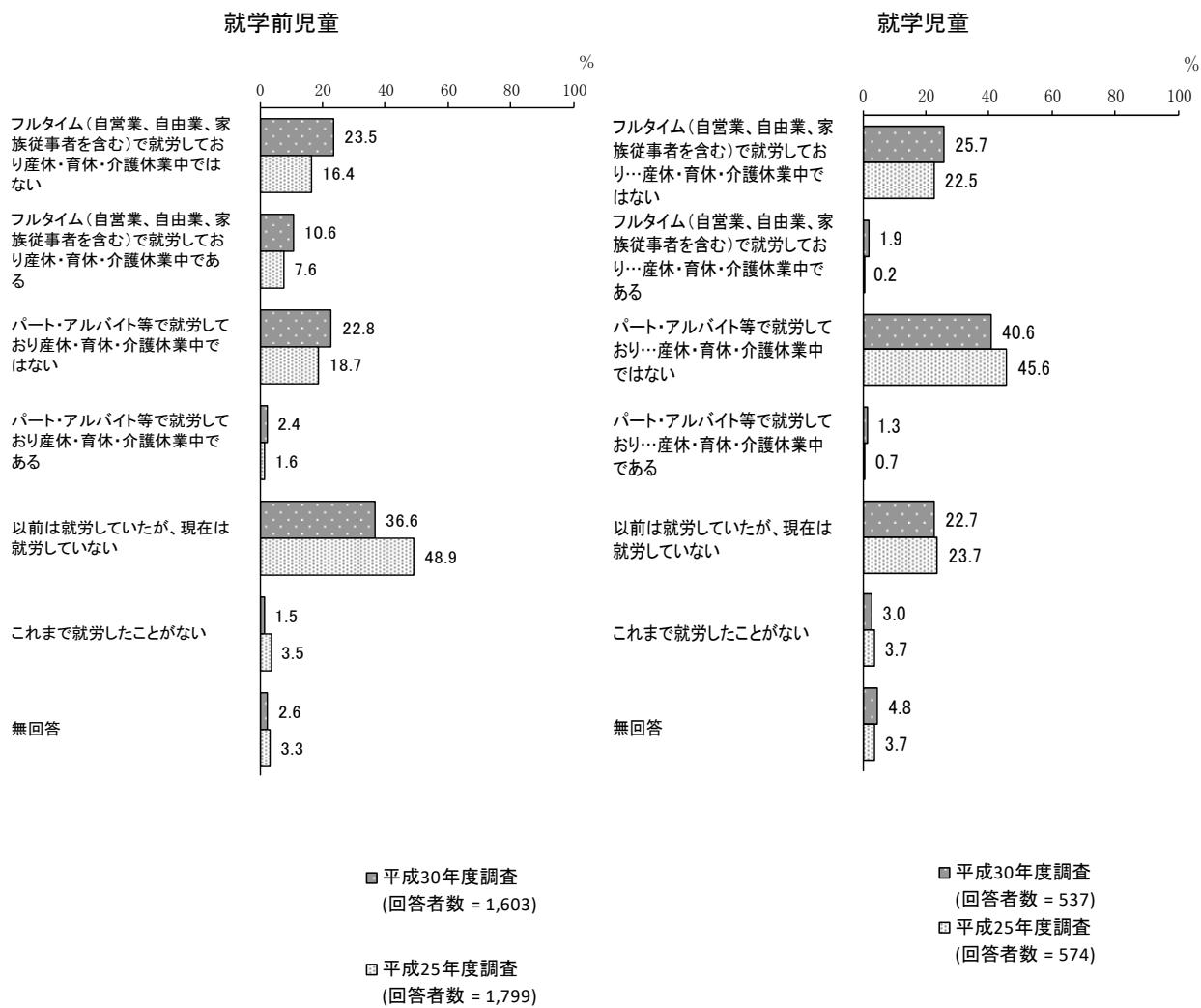
#### ④ 回収結果

- ・就学前の子どもとその保護者 1,603 件 (53.4%)
- ・小学校就学後の子どもとその保護者 537 件 (53.7%)

## (2) 調査結果

### ① 母親の就労状況

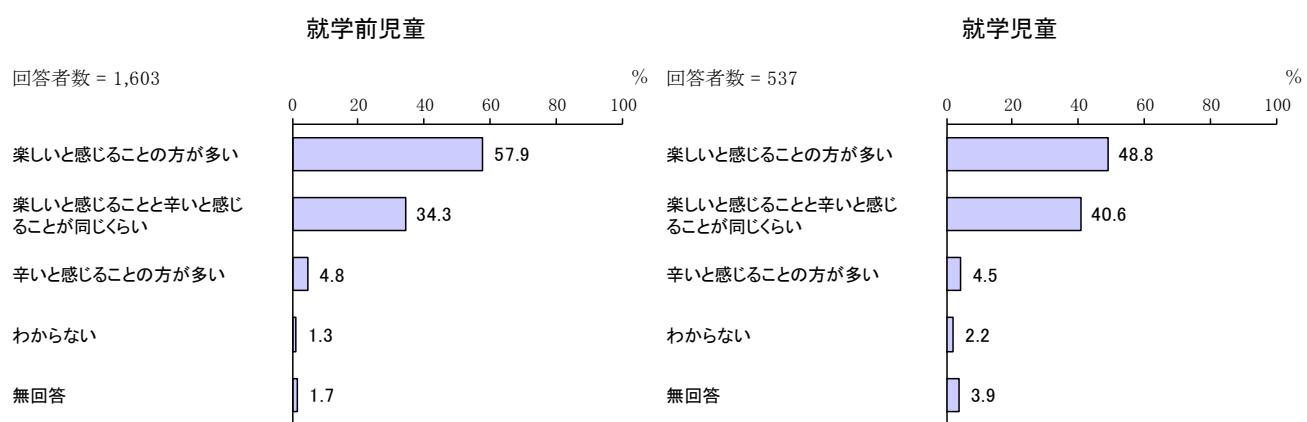
平成25年度調査と比較すると、就学前児童、就学児童の保護者ともにフルタイム就労の割合が増加しています。



## ② 子育ての楽しさ・辛さの度合い

就学前児童の保護者では、「楽しいと感じることの方が多い」の割合が57.9%と最も高く、次いで「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」の割合が34.3%となっています。

就学児童の保護者では、「楽しいと感じることの方が多い」の割合が48.8%と最も高く、次いで「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」の割合が40.6%となっています。



### ③ 満足度・不満度の高い子育て支援の取組

満足度の高い取組については、就学前児童の保護者、就学児童の保護者ともに「広報紙や情報誌等による子育て情報の発信」の割合が高くなっています。平成25年度調査と比較すると、満足度が高くなっています。

不満度の高い取組については、就学前児童の保護者、就学児童の保護者ともに「公園の整備」、「子どもの安全に配慮した住環境」が高くなっています。

## 【 平成30年度調査】

### ◇満足度の高い取組（上位5項目）

就学前児童（回答者数=1,603）		
1	広報紙や情報誌等による子育て情報の発信	56.5%
2	地域の子育て支援への協力	51.6%
3	母と子の健康を育む環境	45.5%
4	児童センターの充実	41.2%
5	保育園の保育内容の充実	38.4%

就学児童（回答者数=537）		
1	広報紙や情報誌等による子育て情報の発信	58.5%
2	地域の子育て支援への協力	49.7%
3	地域住民と交流する機会	46.2%
4	母と子の健康を育む環境	45.5%
5	児童センターの充実	36.7%

### ◇不満度の高い取組（上位5項目）

就学前児童（回答者数=1,603）		
1	公園の整備	54.5%
2	子どもの安全に配慮した住環境	41.2%
3	仕事と子育ての両立環境づくり	39.8%
4	保育園の整備	32.6%
5	児童センターの充実	32.3%

就学児童（回答者数=537）		
1	公園の整備	58.3%
2	子どもの安全に配慮した住環境	39.9%
3	児童センターの充実	37.8%
4	仕事と子育ての両立環境づくり	37.2%
5	就学前教育の充実	26.4%

## 【平成25年度調査】

### ◇満足度の高い取組（上位5項目）

就学前児童（n=1,799）		
1	地域の子育て支援への協力	46.9%
2	母と子の健康を育む環境	43.6%
3	子育て支援情報の提供	42.9%
4	児童センターの充実	36.8%
5	地域住民と交流する機会	34.2%

就学児童（n=574）		
1	地域の子育て支援への協力	47.6%
2	母と子の健康を育む環境	45.7%
3	地域住民と交流する機会	43.4%
4	子育て支援情報の提供	38.5%
5	地域の子ども会の活動	36.7%

### ◇不満度の高い取組（上位5項目）

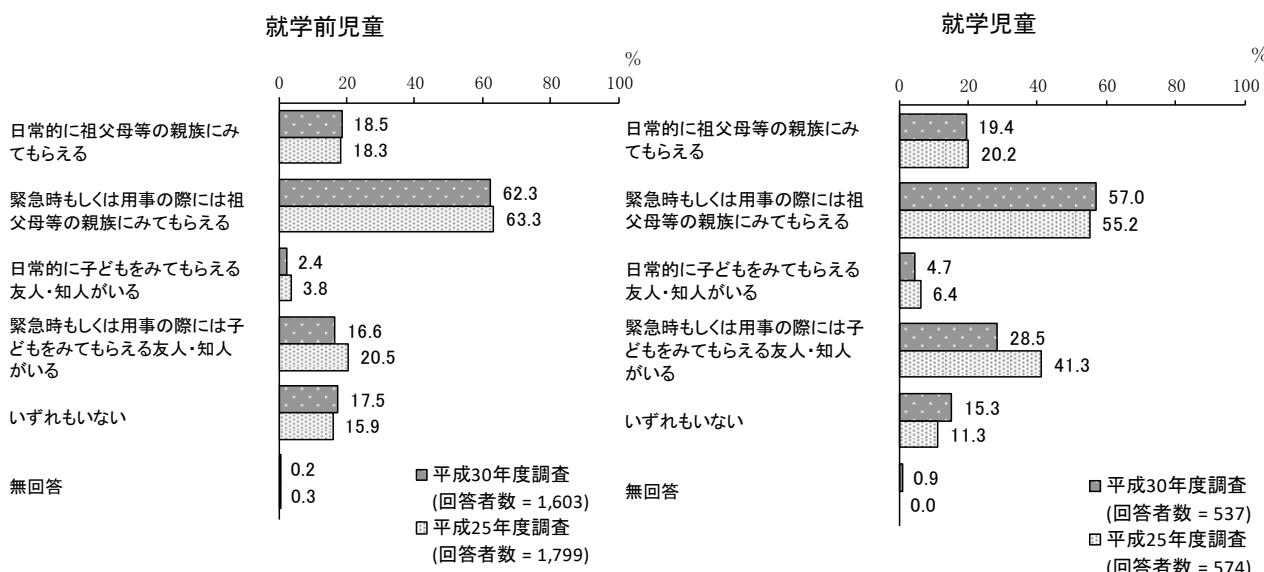
就学前児童（n=1,799）		
1	公園の整備	60.8%
2	子どもの安全に配慮した住環境	47.5%
3	仕事と子育ての両立環境づくり	44.4%
4	保育園の整備	41.2%
5	児童センターの充実	39.7%

就学児童（n=574）		
1	公園の整備	60.5%
2	子どもの安全に配慮した住環境	50.9%
3	仕事と子育ての両立環境づくり	43.5%
4	児童センターの充実	42.0%
5	子育て支援環境全体	34.7%

#### ④ 日頃子どもをみてもらえる親族・知人の有無

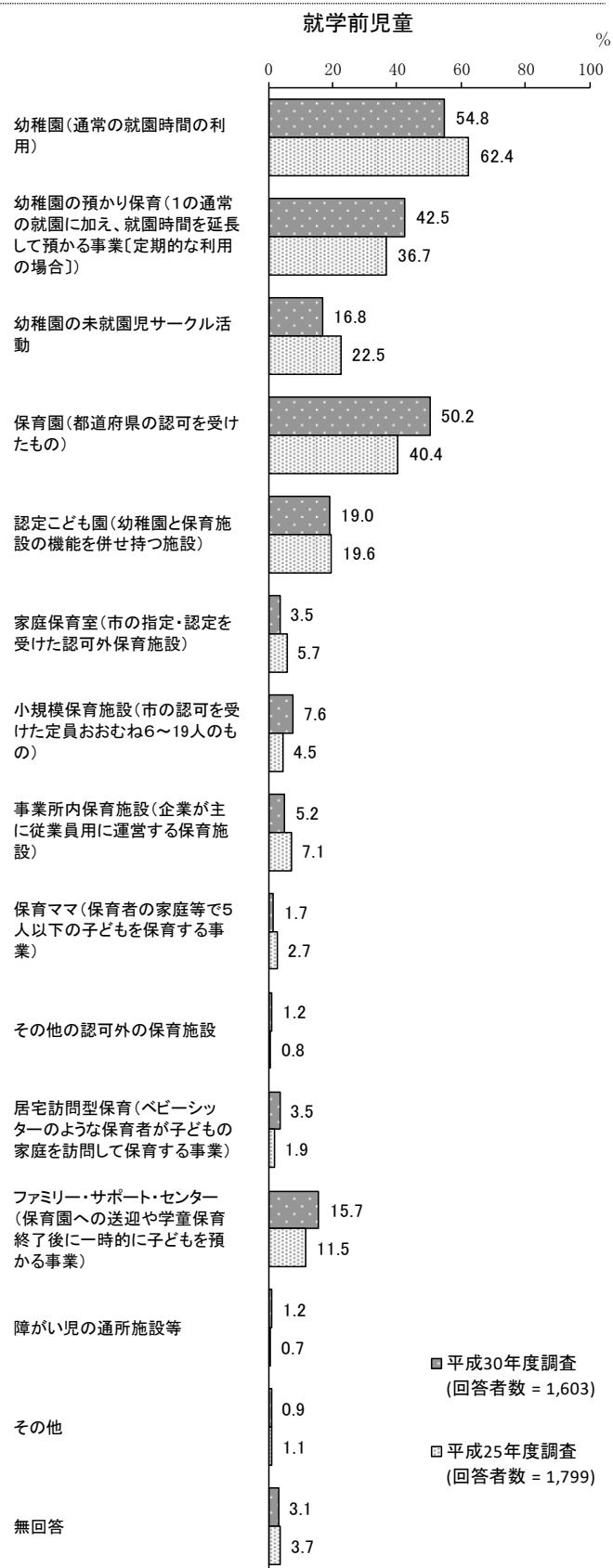
就学前児童の保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が62.3%と最も高くなっています。平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

就学児童の保護者についても、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が57.0%と最も高くなっています。平成25年度調査と比較すると、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が減少しています。



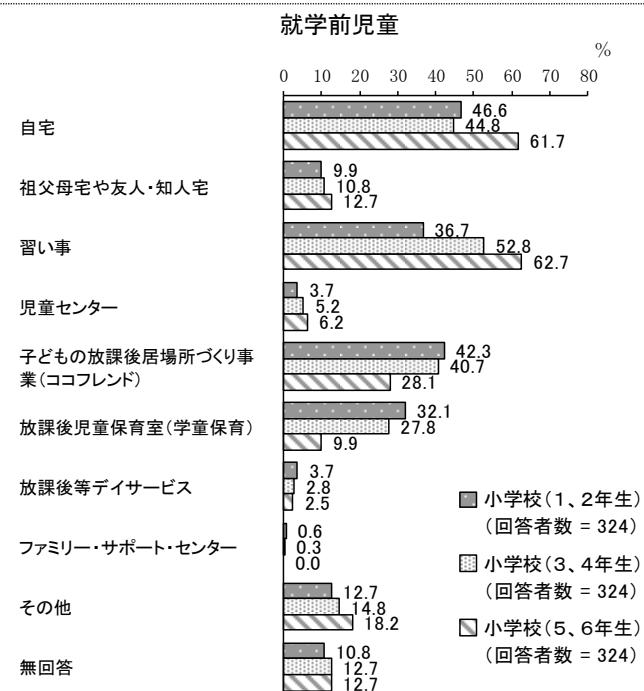
## ⑤ 教育・保育事業の利用意向

「幼稚園」が54.8%と最も高く、次いで「保育園」が50.2%となっています。平成25年度調査と比較すると、「保育園（都道府県の認可を受けたもの）」、「幼稚園の預かり保育（1の通常の就園に加え、就園時間を延長して預かる事業〔定期的な利用の場合〕）」の割合が増加しています。一方、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」、「幼稚園の未就園児サークル活動」の割合が減少しています。



## ⑥ 小学校就学後の放課後の過ごし方

学年があがるにつれ「子どもの放課後居場所づくり事業（ココフレンド）」「放課後児童保育室（学童保育）」は低くなり、「習い事」は高くなる傾向にあります。



## ⑦ 区域別にみる傾向

### ⑦-1 東部第一地区（池田、道場、片山、野寺）

		児童数 (H31. 4. 1 時点)	0～5歳：1,140人 6～11歳：1,324人
		教育・保育事業 利用場所*	市内：92.8% 県内他市：0.0% 東京都：5.1%
		保育園利用時間*	8～9時間：57.7% 10～11時間：32.4% 12時間以上：0.0%
幼稚園	3か所	利用したい 教育・保育事業*	幼稚園：58.8% 幼稚園預かり保育：41.2%
保育園	3か所		保育園：47.3%
小規模保育施設	1か所		認定こども園：15.2%
地域子育て支援センター	1か所		

\*数値はアンケート調査結果から抜粋のため、合計しても100%にはならない

地区的南側は東京都練馬区、西東京市に接していますが、ほとんどの方は市内の教育・保育事業を利用している現状がうかがえます。

### ⑦-2 東部第二地区（畠中、馬場、栄、新塚）

		児童数 (H31. 4. 1 時点)	0～5歳：1,354人 6～11歳：1,509人
		教育・保育事業 利用場所*	市内：86.7% 県内他市：7.9% 東京都：2.4%
		保育園利用時間*	8～9時間：50.0% 10～11時間：40.4% 12時間以上：0.0%
幼稚園	0か所	利用したい 教育・保育事業*	幼稚園：53.1% 幼稚園預かり保育：33.3%
保育園	5か所		保育園：51.9%
小規模保育施設	4か所		認定こども園：14.7%
地域子育て支援センター	1か所		

\*数値はアンケート調査結果から抜粂のため、合計しても100%にはならない

地区的東側は東京都練馬区、埼玉県朝霞市に接しており、一部県内他市や東京都の教育・保育事業を利用している現状がうかがえます。

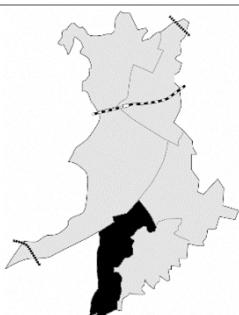
## ⑦-3 西部地区（新堀、西堀、本多、あたご、菅沢、野火止1～4丁目）

		児童数 (H31.4.1時点)	0～5歳：1,539人 6～11歳：1,691人
教育・保育事業 利用場所*		市内：79.7% 県内他市：0.0% 東京都：15.8%	
保育園利用時間*		8～9時間：52.8% 10～11時間：38.2% 12時間以上：1.1%	
幼稚園	2か所	利用したい 教育・保育事業*	幼稚園：52.9% 幼稚園預かり保育：41.2% 保育園：52.5% 認定こども園：21.4%
保育園	9か所		
小規模保育施設	2か所		
地域子育て支援センター	2か所		

\*数値はアンケート調査結果から抜粋のため、合計しても100%にはならない

地区の西側は東京都清瀬市、南側は東京都東久留米市に接しており、教育・保育事業利用者のおよそ6人に1人が東京都の教育・保育事業を利用しています。

## ⑦-4 南部地区（石神、栗原、堀ノ内）

		児童数 (H31.4.1時点)	0～5歳：1,242人 6～11歳：1,309人
教育・保育事業 利用場所*		市内：77.2% 県内他市：0.0% 東京都：20.4%	
保育園利用時間*		8～9時間：46.1% 10～11時間：40.8% 12時間以上：1.3%	
幼稚園	0か所	利用したい 教育・保育事業*	幼稚園：52.0% 幼稚園預かり保育：45.4% 保育園：50.9% 認定こども園：12.5%
保育園	7か所		
小規模保育施設	8か所		
地域子育て支援センター	1か所		

\*数値はアンケート調査結果から抜粂のため、合計しても100%にはならない

地区の西側は東京都東久留米市、南側は東京都西東京市に接しており、教育・保育事業利用者のおよそ5人に1人が東京都の教育・保育事業を利用しています。

### ⑦-5 北部第一地区（東北、東、野火止5～8丁目）

		児童数 (H31.4.1時点)	0～5歳：1,852人 6～11歳：2,093人
		教育・保育事業 利用場所*	市内：88.5% 県内他市：8.9% 東京都：0.0%
		保育園利用時間*	8～9時間：43.8% 10～11時間：46.3% 12時間以上：0.0%
幼稚園	2か所	利用したい 教育・保育事業*	幼稚園：58.7% 幼稚園預かり保育：48.1% 保育園：49.2% 認定こども園：23.1%
保育園	7か所		
小規模保育施設	10か所		
地域子育て支援センター	2か所		

\*数値はアンケート調査結果から抜粋のため、合計しても100%にはならない

地区的東側は朝霞市、北側は志木市と接しています。一部県内他市の教育・保育事業を利用していますが、大半は市内の教育・保育事業を利用している現状がうかがえます。

### ⑦-6 北部第二地区（中野、大和田、新座、北野）

		児童数 (H31.4.1時点)	0～5歳：1,032人 6～11歳：1,200人
		教育・保育事業 利用場所*	市内：83.4% 県内他市：8.6% 東京都：1.7%
		保育園利用時間*	8～9時間：47.1% 10～11時間：35.3% 12時間以上：0.0%
幼稚園	3か所	利用したい 教育・保育事業*	幼稚園：53.2% 幼稚園預かり保育：45.1% 保育園：49.5% 認定こども園：25.9%
保育園	5か所		
小規模保育施設	0か所		
地域子育て支援センター	2か所		

\*数値はアンケート調査結果から抜粂のため、合計しても100%にはならない

地区的北側は志木市と三芳町に、西側は所沢市と東京都清瀬市に接しており、一部県内他市や東京都の教育・保育事業を利用している現状がうかがえます。

他の地区に比べて認定こども園の利用意向が高くなっています。

### 3 第1次計画の評価

第1次計画で定めた教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策に対する実績は以下のとおりです。

#### (1) 教育・保育事業（認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育）

※ 子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもに対して、年齢と保育の必要性の有無によって、以下のように3つの認定区分が設けられています。

認定区分	年齢	認定要件	提供施設
1号	3～5歳	幼児期の学校教育のみ ※保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性あり	保育園、認定こども園
3号	0～2歳	保育の必要性あり	保育園、認定こども園、地域型保育事業

#### ①保育の量の見込みと提供体制

##### 【第1次計画上の量の見込みと確保策】

単位：人

	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和1年度		
	2号		3号	2号		3号									
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳									
①量の見込み	1,394	1,070	406	1,389	1,018	394	1,346	992	390	1,725	1,203	223	1,751	1,285	240
②提供体制	1,585	1,150	302	1,585	1,111	341	1,585	1,091	361	1,750	1,260	281	1,824	1,336	287
②-① 過不足	191	10	119	196	3	62	239	9	26	25	6	49	73	0	38

##### 【実績】

単位：人

	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和1年度		
	2号		3号	2号		3号									
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳									
①申請者数	1,518	1,029	177	1,587	1,111	216	1,673	1,218	237	1,696	1,246	202	1,748	1,226	251
②提供体制	1,585	956	233	1,587	989	243	1,663	1,083	256	1,745	1,171	285	1,736	1,190	290
②-① 過不足	67	▲73	56	0	▲122	27	▲10	▲135	19	49	▲75	83	▲12	▲36	39

②幼児期の学校教育の量の見込みと提供体制（幼稚園、認定こども園）

【第1次計画上の量の見込みと確保策】

	単位：人				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
量の見込み（A）	3,584	3,575	3,485	2,961	2,764
提供体制（B）	3,782	3,776	3,752	3,721	3,690
過不足（B）－（A）	198	201	267	760	926

【実績】

	単位：人				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
在園者数（A）	2,551	2,477	2,346	2,264	2,156
提供体制（B）	3,460	3,460	3,460	3,420	3,420
過不足（B）－（A）	909	983	1,114	1,156	1,264

## (2) 利用者支援事業

### 【第1次計画上の量の見込みと確保策】

単位：か所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
量の見込み	1	2	3	4	5
提供体制	1	2	3	4	5

### 【実績】

単位：か所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
実施数	1	1	2	3	3
基本型・特定型	1	1	1	2	2
母子保健型	0	0	1	1	1

## (3) 時間外保育事業

### 【第1次計画上の量の見込みと確保策】

単位：人/年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
量の見込み（A）	969	951	926	901	872
確保策（B）	969	951	926	901	872
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

### 【実績】

単位：人/年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
利用人数	1,210	1,800	1,849	2,514	
提供体制	1,210	1,800	1,849	2,514	
差引（B） - （A）	0	0	0	0	

## (4) 放課後児童健全育成事業

## 【第1次計画上の量の見込みと確保策】

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
① 量の見込み	全学年	1,437	1,463	1,485	1,606	1,592
	1～4年生	1,274	1,297	1,317	1,440	1,422
	5、6年生	163	166	168	166	170
②提供体制		1,274	1,297	1,317	1,290	1,593
差引 ② - ①		▲163	▲166	▲168	▲316	1

## 【実績】

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
① 入室者数	全学年	1,309	1,400	1,490	1,564	1,582
	1年生	395	438	462	476	453
	2年生	409	393	428	466	479
	3年生	305	337	351	361	397
	4年生	193	225	244	257	252
	5年生	5	3	3	1	1
	6年生	2	4	2	3	0
②提供体制		1,309	1,400	1,490	1,564	1,582
差引 ② - ①		0	0	0	0	0

※入室要件を満たしていれば定員を超えても受入れを実施しているため、差引が0となっているものです。

## (5) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト事業）

### ショートステイ事業

#### 【第1次計画上の量の見込みと確保策】

単位：人/年

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度
量の見込み（A）	21	21	21	21	21
確保策（B）	0	0	0	0	0
差引（B） - （A）	▲21	▲21	▲21	▲21	▲21

#### 【実績】

単位：人/年

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度
件数（A）	9	27	41	38	
提供体制（B）	児童相談所による対応	9	27	41	38
	市内施設における対応	0	0	0	0
差引（B） - （A）	0	0	0	0	

### トワイライトステイ事業

#### 【第1次計画上の量の見込みと確保策】

単位：人/年

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度
量の見込み（A）	10	10	10	10	10
確保策（B）					
※ファミリー・サポート・センターによる対応	10	10	10	10	10
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

#### 【実績】

単位：人/年

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度
件数（A）	309	396	193	297	
提供体制（B）					
※ファミリー・サポート・センターによる対応	309	396	193	297	
差引（B） - （A）	0	0	0	0	

## (6) 乳児家庭全戸訪問事業

### 【第1次計画上の量の見込みと確保策】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
量の見込み（A）	1,262	1,231	1,211	1,184	1,163
確保策（B）	1,262	1,231	1,211	1,184	1,163
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

### 【実績】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
量の見込み（A）	1,279	1,211	1,169	1,207	
確保策（B）	1,279	1,211	1,169	1,207	
差引（B）－（A）	0	0	0	0	

## (7) 養育支援訪問事業

### 【第1次計画上の量の見込みと確保策】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
量の見込み（A）	3	3	3	3	3
提供体制（B）	3	3	3	3	3
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

### 【実績】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
対象件数（A）	3	0	2	1	
提供体制（B）	3	0	2	1	
差引（B）－（A）	0	0	0	0	

## (8) 地域子育て支援拠点事業

### 【第1次計画上の量の見込みと確保策】

単位：人/月

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
量の見込み（A）	6,225	5,967	5,829	5,697	5,588
確保策（B）	4,433 (13か所)	4,774 (14か所)	5,115 (15か所)	5,456 (16か所)	5,797 (17か所)
差引（B）－（A）	▲1,792	▲1,193	▲714	▲241	209

### 【実績】

単位：人/月

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
利用人数（A）	7,489	7,493	7,353	7,488	
提供体制（B）	7,489 (13か所)	7,493 (13か所)	7,353 (13か所)	7,488 (13か所)	(9か所)
差引（B）－（A）	0	0	0	0	

## (9) 一時預かり事業

## 【第1次計画上の量の見込みと確保策】

単位：人/年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
量の見込み（A）	160,438	158,793	154,417	149,538	144,243
幼稚園（1・2号）	108,102	108,046	104,879	101,261	97,238
その他	52,336	50,747	49,538	48,277	47,005
確保策（B）	162,430	162,430	162,430	162,430	162,430
幼稚園（1・2号）	109,200	109,200	109,200	109,200	109,200
その他	53,230	53,230	53,230	53,230	53,230
差引（B）－（A）	1,992	3,637	8,013	12,892	18,187

## 【実績】

単位：人/年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
利用人数（A）	15,326	15,059	16,055	13,914	
幼稚園（1・2号）	1,628	1,699	2,338	2,561	
その他	12,889	13,360	13,717	11,353	
提供体制（B）	56,166	54,030	53,142	41,046	
幼稚園（1・2号）	7,350	7,350	7,350	7,350	
その他	48,816	46,680	45,792	33,696	
差引（B）－（A）	40,840	38,725	36,853	27,133	

**(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）****【 第1次計画上の量の見込みと確保策 】**

単位：人/年

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度
量の見込み（A）	384	374	365	354	343
確保策（B）	384 (1か所)	374 (1か所)	365 (2か所)	354 (2か所)	343 (2か所)
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

**【 実績 】**

単位：人/年

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度
利用者数（A）	68	79	77	39	
提供体制（B）	68 (1か所)	79 (1か所)	77 (1か所)	39 (1か所)	
差引（B）－（A）	0	0	0	0	

**(11) ファミリー・サポート・センター事業****【 第1次計画上の量の見込みと確保策 】**

単位：回

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度
量の見込み（A）	6,114	6,087	6,059	6,015	5,945
確保策（B）	6,114	6,087	6,059	6,015	5,945
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

**【 実績 】**

単位：回

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度
支援回数（A）	4,459	5,654	5,628	6,804	
提供体制（B）	4,459	5,654	5,628	6,804	
差引（B）－（A）	0	0	0	0	

## (12) 妊婦健康診査事業

## 【第1次計画上の量の見込みと確保策】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
量の見込み（A）	1,262	1,231	1,211	1,184	1,163
確保策（B）	1,262	1,231	1,211	1,184	1,163
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

## 【実績】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
受診対象者数（A）	1,530	1,389	1,451	1,285	
受診者数（1回目）（B）	1,321	1,206	1,255	1,125	
差引（B）－（A）	▲209	▲183	▲196	▲160	

## 4 第2次計画に向けた考え方

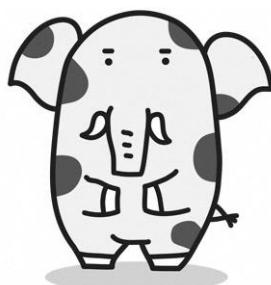
核家族化や共働き家庭の増加などを背景に、女性の就労率は高まってきています。アンケート調査結果からは、教育・保育事業の利用希望について、保育園の利用希望割合が平成25年の調査と比較して高くなっていることや、働きながら子育てをする母親が増加していること、特にフルタイム就労の保護者が増加していることが読み取れます。また、約4割の保護者が子育てに関して孤立感を感じていることが判明しました。

本市では、今後、待機児童ゼロを目指し、幼稚園の預かり保育の推進など、教育・保育のニーズを見極めた事業量の確保を進めるとともに、保育士の不足が問題となっているため、保育士の育成や確保に関する取組を進めます。

さらに、放課後児童保育室の利用希望者の増加が見込まれるため、放課後児童保育室や子どもの放課後居場所づくり（ココフレンド）の運営の在り方の検討も含め、子どもの安全かつ安心な放課後の居場所の確保を進めます。

あわせて、子育てに関して孤立感を感じたり、負担感が深まらないよう、相談や仲間づくりの場である地域子育て支援拠点事業などの地域における支援体制の充実や、安心して子どもを産み、育てることができる環境を実現するために、妊娠届出時に助産師・保健師による妊婦全員との面談を実施するなど、妊娠期から子育て期まで切れ目のない継続した支援体制を整えていきます。

## 第3章 施策の展開



# 施策の体系

## 子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ

[

基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 基本施策 ]

1 子どもの育ちを応援する事業

2 幼児教育・保育事業

3 児童虐待防止に向けた取組

4 障がい児施策の充実に向けた取組

5 生活困難世帯に対する支援の推進 新

I すべての子どもが健やかに、幸せに育つことを応援するため

II すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できるることを応援するため

III 地域で子どもや親の成長を支えるまちづくりを応援するため

1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援 新

2 子育てしやすい環境の整備

1 地域における子育て支援のネットワークづくり

2 青少年を支援する取組

3 安心して外出できる環境の整備

4 子どもを犯罪等の被害から守るための取組の推進

新…第2次計画から新たに位置付けた基本施策

※第3章の各取組について、担当課が複数ある場合は新座市行政組織図の順に記載しています。

## 基本目標I すべての子どもが健やかに、幸せに育つことを応援するために

### 【 基本施策（1）子どもの育ちを応援する事業】

#### 【 施策の方向性 】

子どもたちが健やかに育つことができるよう医療・保健面の取組の充実を図るとともに、自ら考え、判断し、表現するための力を付けることができる取組を進めます。

また、多様な子どもたちが等しく健やかに育つことができるよう、豊かな感性や知的好奇心を育むための取組、配慮が必要な子どもたちの育ち・学びの支援の取組などを推進します。

さらに、子育て関連講座や食育に関する取組を実施することなどにより、各家庭における子育てを支援します。

#### 【 主な取組 】

新…第2次計画から新たに掲載した事業

名称	施策の概要	担当課
児童の権利に関する啓発	子どもの保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とした「子どもの権利条約」の啓発・普及に努める。	こども支援課
子育て関連講座の充実	乳幼児期の子どもの成長に関わる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど育児に関する学習機会の提供に努める。 また、小・中学校入学前の子どもを持つ保護者に対し「就学時健康診断」や「入学説明会」等の機会を利用して、家庭教育や思春期に関する学習機会を提供し、家庭の教育力の向上を図るとともに、明日の親となる中学生を対象に子育てに関する講座を実施する。	こども支援課 中央公民館
児童センター事業の充実	指定管理者制度による事業受託者と連携し、子どもに豊かな生活を提供できるようスポーツ、文化、レクリエーション等の多彩なプログラムを開設する。また、プログラムの策定に当たっては、子どもの参画を推進する。	こども支援課
子育て家庭への優待カードの配布（パパ・ママ応援ショップ事業）	妊娠中又は18歳未満の子どもがいる家庭に対して、協賛店舗で商品割引等が受けられる優待カードを配布するとともに、事業に協力をする協賛店舗の受付を行う。	こども支援課
こども医療費の助成	必要な医療を安心して受けられるよう、子どもが医療機関にかかる際に窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成する。	こども給付課
児童手当の支給	児童手当を支給することにより、家庭生活の安定と子どもの健全な育成を図る。	こども給付課

名称	施策の概要	担当課
小児医療の充実	夜間や休日においても小児科医を確保する体制を構築するため、小児救急医療支援事業としての当番病院に対し、運営費の一部を補助する。	保健センター
医療情報の提供	広報紙及び市ホームページなどで休日診療・救急病院等の情報を提供する。	保健センター
児童・生徒の健康の維持及び増進	市立小・中学校において、健康観察、保健調査や健康診断等に基づく健康相談を実施する。	学務課
健全な食生活や食品ロス削減等を含めた食育事業の推進	<p>乳幼児健診や育児学級等において、保護者に対し望ましい食生活及び食育に関する情報を提供する。</p> <p>市内幼稚園・保育園の子どもとその保護者に対し、栄養士によるエプロンシアター（エプロンを舞台にした人形劇）を行うことにより、日常の正しい食習慣を形成する。</p> <p>市内小・中学校では、朝食欠食率の減少を目指し、栄養等について学ぶ場の充実を図る。また、保健、教育の連携により食に関する学習機会や情報提供を行う。</p>	保育課 保健センター 教育支援課
乳幼児の栄養相談・栄養指導の実施	乳幼児健診や乳幼児相談において、栄養士による相談、指導及び食育啓発を行い、乳幼児の家庭での食事を通した健康づくりや食育の支援を行う。	保健センター
子どもの放課後居場所づくりの推進	小学校施設（教室や校庭など）を活用し、地域の方々のご協力を得ながら、子どもたちが安全・安心に集まる居場所をつくる。学習や遊び、体験・交流活動などの機会を提供することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。	生涯学習スポーツ課
子どもの放課後居場所づくり事業における特別な配慮を必要とする児童の受け入れ <small>新</small>	<p>障がいのある児童や虐待・いじめを受けた児童、日本語能力が十分でない児童等、特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができる居場所を提供する。</p> <p>そのために、特別な配慮を必要とする児童の保護者や学校等と話し合いを行うとともに、専門的な知識の習得を図るための研修を実施する。</p>	生涯学習スポーツ課
放課後児童保育室事業の内容の充実 <small>新</small>	<p>「遊びの場」、「生活の場」としての役割を向上させるため、外部の専門家や地域のボランティア団体を招き、読み聞かせや紙芝居などのイベントを実施する。</p> <p>また、こうした取組を地域に広く周知するため、年間スケジュールや実施結果を市ホームページにおいて公表する。</p>	保育課
放課後児童保育室と子どもの放課後居場所づくり事業の連携 <small>新</small>	<p>放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、放課後児童保育室及び放課後居場所づくり事業（ココフレンド）の整備を計画的に進め、両事業を実施する同一小学校において、校庭を始めとする共有活動スペースでの相互見守りによって遊び等の活動や合同避難訓練を実施する。</p> <p>また、教育委員会、福祉部局及び両事業関係者などを委員等とする運営委員会、実行委員会及び意見交換会を定期的に開催し、情報共有・連携の強化を図る。</p>	保育課 生涯学習スポーツ課

名称	施策の概要	担当課
知的好奇心を伸ばす取組の推進	<p>市内大学やNPO等と連携して、「子ども大学にいざ」を開講し、子どもの知的好奇心を満足させる学びの場を提供する。</p> <p>文化芸術活動に子どもが喜んで参加する仕組みづくりを行う。</p>	生涯学習スポーツ課
体力低下予防及び運動を通じた人間形成の取組	指定管理者制度による事業受託者と連携し、幼児期から学童期における体力低下予防や、運動を通じた人間形成を築くことを目的とした体操教室を開催する(Kids Star Project)。	生涯学習スポーツ課
国際理解教育及び環境教育の推進	<p>地域の外国人との交流を通して、異文化理解を深めるとともに、コミュニケーション能力の育成を図る。</p> <p>自然保護やリサイクルなどの資源の再利用についての理解を深め、環境やアメニティに配慮するなどの環境教育を推進する。</p>	教育支援課
小学校第1学年への副担任の配置	児童の基本的な学習指導や生活習慣の確立を図るために、小学校第1学年の学級に副担任を配置する。	学務課
教育相談事業の充実	学校カウンセラー等との連携を一層密にし、教育相談の充実を図る。	教育相談センター
教育的支援が必要な生徒への配慮	通常学級に在籍している特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への支援について、指導及び助言する巡回相談カウンセラーを学校に派遣する。	教育相談センター
登校支援が必要な生徒への配慮	<p>教育相談員と学校カウンセラーが電話・来室相談やカウンセリングを行い、必要な場合は、学校訪問や家庭訪問も行う。</p> <p>地域の大学の臨床心理系学部等と連携することにより、大学生をピア・サポーターとして各学校等に派遣し、不登校児童・生徒、集団不適応児童・生徒への支援活動を行う。また、大学教授がスーパーバイザーとして専門的な立場から教員等に指導助言を行う。</p>	教育相談センター
乳幼児健康診査時の絵本の配布	絵本の読み聞かせを通じて親子のふれあいを深めるよう、乳幼児健康診査の機会に、赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本をプレゼントする。	中央図書館

## 【基本施策（2）幼児教育・保育事業】

### 【施策の方向性】

本市に生まれ育つ全ての子どもが必要な教育・保育を受けることができるよう、また、親が安心して子どもを預け、仕事と子育ての両立が図れるよう、様々な子育て支援サービスの量及び質の向上を図ります。

また、待機児童の解消に向け、施設整備に取り組むとともに、家庭保育室から小規模保育事業所への移行支援や、幼稚園における長時間預かりを促進します。

さらに、産休明け保育や休日保育等の保護者のニーズに応じた多様な教育・保育サービスの確保を目指します。

### 【主な取組】

**新**…第2次計画から新たに掲載した事業

名称	施策の概要	担当課
待機児童解消に向けた取組 <b>新</b>	待機児童解消のため、定員が不足している年齢層等を把握し、ニーズに合わせた施設整備を行う。	保育課
保育士確保のための取組 <b>新</b>	保育士確保のため、保育士就職相談会や、処遇改善等の取組を実施する。	保育課
外国にルーツを持つ子ども等への支援 <b>新</b>	海外から帰国した子どもや、外国籍の子どもたちが教育・保育施設を円滑に利用できるよう、教育・保育施設を運営する事業者や、幼稚園教諭、保育士に対して、通訳ボランティアの紹介や、外国の文化・習慣・指導上の配慮すべき点に関する研修を実施する。	保育課
幼稚園における長時間預かりの促進	幼稚園利用の推進、保育園の待機児童解消、子育て家庭の就労機会拡大のため、幼稚園教育時間の前後や春季・夏季及び冬季休園時に預かり保育を実施する市内私立幼稚園に対し、人件費等の補助を行う。	保育課
保育園における幼児教育の充実	保育園から小学校の教育へ円滑に移行できるよう、保育園における幼児教育の充実を図る。	保育課
産休明け保育の充実	出産後の養育者の就労と子育ての両立支援を図るため、産休明け保育事業の充実を図る。	保育課
延長保育の充実 <b>新</b>	保護者のニーズに対応するため、延長保育の充実を図る。	保育課
休日保育の充実	休日の保育の需要に対応するため、保育園における休日保育事業の充実を図る。	保育課

名称	施策の概要	担当課
夜間の預かり事業の実施検討	保護者の就労などにより、夜間の保育を必要とする子育て家庭のために夜間預かり事業の実施を検討する。	保育課
病児・病後児保育の充実 <small>新</small>	病後児保育事業の充実を図るとともに、病児を対象とした預かり事業の導入を検討する。	保育課
教育・保育施設における一時預かり事業の充実 <small>新</small>	保護者のニーズに対応するため、一時預かり事業の充実を図る。	保育課
保育サービス評価の仕組みの導入検討	保育サービスの評価等の仕組みの導入について検討を進める。	保育課
家庭保育室委託事業の実施	緊急的な保育施設の利用希望があった場合など、突発的な保育の受け皿となる家庭保育室への保育事業の委託を実施する。	保育課
家庭保育室の小規模保育事業への移行推進・支援	埼玉県による家庭保育室事業が令和元年度末に終了となる見込みであることから、各保育室の小規模保育事業への移行推進・支援を行う。	保育課
認定こども園等への移行を目指す私立幼稚園における預かり保育の促進支援 <small>新</small>	幼保連携型認定こども園等への移行に向けて、私立幼稚園が行う長時間預かり保育の運営費に対する補助を行う。	保育課



## 【基本施策（3）児童虐待防止に向けた取組】

### 【施策の方向性】

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、こころの発達や人格の形成に深刻な影響を与える重大な人権侵害です。「児童の権利に関する条約」においても、子どもたちは暴力や有害な労働から「守られる権利」、「生きる権利」などが位置付けられています。地域や関係機関等の連携を強化し、子どもへの虐待を未然に防止するとともに、虐待事案の早期発見・早期対応に取り組みます。

### 【主な取組】

新…第2次計画から新たに掲載した事業

名称	施策の概要	担当課
要保護児童に対する支援	<p>要保護児童対策地域協議会で子どもや家族への援助の方法や対策を協議し、福祉、保健、医療、教育、警察など関係機関が連携して適切な対応を図る。</p> <p>いじめや虐待などの暴力から身を守る方法を実践的に学ぶためのC A Pプログラムを実施する。</p> <p>民生委員・児童委員などが参加する学校懇談会で情報交換を行い、地域での要保護児童の見守りなどで連携を図る。</p>	子ども支援課 保健センター 教育支援課 教育相談センター
里親家庭への支援	養育技術の向上及び会員の交流を図るため、所沢児童相談所と協力し、里親に対して研修や交流の場を提供する。	子ども支援課
どならずにはめて育てる子育て練習法の普及	どなったり叩いたりせずにしつけられるコミュニケーション方法を、「親がまなぶ子育て練習法」のプログラム（児童虐待予防策の一つとして、暴力や暴言によらない育児方法の普及を図る）において伝えることで、子育てを支援し、ひいては児童虐待を予防する。	子ども支援課
虐待防止のための各種取組 <small>新</small>	地域子育て支援センターや、利用者支援事業などの取組により、妊娠期から子育て期までを切れ目なく支援することで、児童虐待を予防する。	子ども支援課 保健センター

## 【 基本施策（4）障がい児施策の充実に向けた取組 】

### 【 施策の方向性 】

障がいがあってもなくても、地域で子どもが安心して共に育ち、暮らせるように、家庭の状況に応じたサービスの充実を図り、子どもがそれぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう支援を行います。

障がいのある子どもたちへの教育・保育事業の体制を充実させるとともに、適切な支援につなげられるよう関係機関の連携や相談機能の強化を図ります。

### 【 主な取組 】

新…第2次計画から新たに掲載した事業

名称	施策の概要	担当課
障がいのある子ども達への教育・保育事業の充実	<p>保育、教育、福祉、保健、医療の連携を強化し、障がいのある子どもが地域の保育園、学校に通い、共に育つことができるよう、学ぶ環境の整備を図るとともに、施設のバリアフリー化を推進する。</p> <p>障がいのある子どもや共に育つことの重要性について、教職員の理解を深めるために研修会等を開催する。</p> <p>障がい児保育の充実を図るとともに、障がい児保育をめぐる諸問題についての研究・協議を進める。</p> <p>福祉事務所や保健センター等の関係機関の相談機能を強化するとともに、教育相談センターでは、より気軽に相談できる体制の整備充実を図る。</p>	<small>障がい者福祉課 こども支援課 保育課 保健センター 教育総務課 教育相談センター</small>
地域における障がい児への総合的な支援	地域の障がい児支援の拠点となる児童発達支援センター（アシタエール）において、障がい児通所支援事業及び早期療育教室を実施する。また、保育施設や学校等に通う障がい児を支援するための訪問事業や、保護者からの相談に対応する体制を整備する。	障がい者福祉課
公立保育園との交流事業	児童発達支援センター（アシタエール）に通う子ども達が、保育園の大きい集団の中で生活体験を広げるため、生活する地域の公立保育園の希望するクラスの保育に参加する。	保育課
保育施設における加配職員への補助	障がい児など課題のある子どもへの対応のために職員を加配する施設への補助を行う。	保育課
地域における医療的ケア児の支援体制の整備	保育、教育、福祉、保健、医療等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を検討するとともに、医療的ケア児が適切な支援を得られるよう支援体制の整備を進める。	<small>障がい者福祉課 保健センター</small>
発達障がい者支援員の育成	埼玉県が実施している発達障がいの専門研修に保育、福祉、保健等の職員が参加することにより、発達障がいに関する各種相談に対応できる発達支援マネージャーを育成する。	障がい者福祉課

名称	施策の概要	担当課
放課後児童保育室における障がいのある子どもの受入れへの配慮 <small>新</small>	保護者や学校にヒアリングを行い、指導員の加配の必要性の検討を行うとともに、円滑な受入れを行うため、指導員を対象とした専門的知識の習得を図るための研修を実施する。	保育課
発達に課題がある子どもへの学校における支援 <small>新</small>	全ての市立小・中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、発達障がいなどの課題を抱える生徒を支援したり、関係機関との連携を図る。	教育相談センター
市立小・中学校への介助員の配置	肢体不自由で車椅子等を使用する児童・生徒が学校生活を円滑に送るために介助員を配置する。	教育相談センター



## 【 基本施策（5）生活困難世帯に対する支援の推進】

新

### 【 施策の方向性 】

日本の子どもの7人に1人、ひとり親家庭では2人に1人が相対的な貧困状態<sup>※1</sup>にある現在、子どもの貧困が社会的な問題となっています。子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、また、世代を超えた貧困の連鎖を防ぐ取組を進めます。

生活困難世帯が多いひとり親世帯への支援を充実させるとともに、学習支援や進路相談にも取り組みます。

### 【 主な取組 】

名称	施策の概要	担当課
ひとり親家庭相談の充実	ひとり親家庭に関する相談に応じ、関係機関の紹介などを行う。	こども支援課
ひとり親家庭等に対する経済的支援	ひとり親家庭等に対し、医療費の一部及び児童扶養手当を支給するとともに、児童扶養手当受給者に対してJR通勤定期乗車券の割引制度の利用に必要な証明書の発行を行う。 経済的理由により就学が困難と認められる場合に、保護者に対し、小・中学校で掛かる経費（学用品費、学校給食費、林間学校費、修学旅行費等）を支給する。	こども給付課 学務課
保護が必要な母子家庭への支援	保護の必要が認められる（自立が困難等）母子家庭又は母子に準じる家庭に対して母子生活支援施設への入所措置を行う。	こども支援課
ひとり親自立支援プログラムの策定	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、ひとり親自立支援プログラム策定員が個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。また、必要に応じ生活保護受給者等就労支援事業を活用し、公共職業安定所等と緊密に連携し、きめ細やかで確実な就業・自立支援を行う。	こども支援課
ひとり親家庭への就業支援	雇用保険制度に基づく教育訓練給付を受ける資格の無いひとり親家庭の父又は母に対し、就職に必要な資格などを得るために教育訓練講座受講費用の一部を支給する。また、ひとり親家庭の父又は母の就労に直結する資格取得を促進するため、1年以上養成機関などで修業する場合に生活を支援する目的で給付金を支給する。	こども支援課
生活困窮世帯及び生活保護世帯の子どもへの支援	生活困窮状態の世帯の子どもの学びをサポートするため、学習支援事業を実施する。 被保護世帯等の子どもが健全に育成されるよう、生活習慣や育成環境の改善等を支援するため、子ども育成支援相談員を配置する。	生活支援課

<sup>1</sup> 等価可処分所得の中央値の半分に満たない状態を指します。

## 基本目標Ⅱ すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できることを応援するために

### 【 基本施策（1）安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援 新 】

#### 【 施策の方向性 】

妊娠から出産、子育て期まで、切れ目のない支援による安心できる子育て環境の実現に取り組みます。

保健師・助産師等の専門職が、妊娠、出産、産後などの様々なタイミングで妊産婦からの相談に応じるとともに、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする方への情報提供等を行います。

#### 【 主な取組 】

新…第2次計画から新たに掲載した事業

名称	施策の概要	担当課
第1子を迎える家庭への支援	<p>第1子出産予定の母親とその家族を対象に、妊娠、出産、育児について学ぶ場を提供することで、育児不安の解消や地域の仲間づくりに寄与する。また、妊娠期、授乳期の食生活の改善と望ましい食事に関する学習の機会を設ける。</p> <p>生後2～4か月の第1子を持つ保護者を対象に、育児に関する知識や地域の情報を学ぶ場を提供する。</p> <p>夫婦が協力して出産、育児に臨めるよう父親の育児参加を促進する。</p>	保健センター
子育て支援に関する総合案内 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新</span>	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所で相談や情報提供等を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携の体制づくりを行う。	こども支援課
地域における子育て相談及び交流拠点の充実 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新</span>	乳幼児とその保護者、妊婦同士の交流や、子育てについての相談、助言等の支援を行う拠点の内容の充実を図る。	こども支援課
乳幼児に関する相談の充実	保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士が子どもの発育・発達、育児、栄養や歯みがきのことなどの相談に応じる。	保健センター
母子健康手帳交付時の助産師による面談	保健センター及び市役所での妊娠届出時に保健師、助産師が面談を行い、妊婦の悩みや不安を把握することで妊娠初期からの支援につなげる。	保健センター
父子手帳の配布	妊娠、出産、育児に対する心構え、協力の仕方など父親向けの育児情報を提供する。	保健センター
妊婦健康診査受診費用の負担軽減 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新</span>	妊婦健康診査の受診率を高めることを目的に、妊娠届出時に、母子健康手帳と併せて14回分の妊婦健康診査助成券を交付する。	保健センター

名称	施策の概要	担当課
乳児がいる全ての家庭への訪問サポート <small>新</small>	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師や助産師が訪問し、乳児の体重測定、育児や母親の体調に関する相談及び母子保健サービスの情報提供を行う。	保健センター
子育て相互援助活動の充実 <small>新</small>	ファミリー・サポート・センターに登録している会員同士で子どもの送迎や預かりなどの援助を行う。 全ての援助希望に対応できるよう、援助会員の拡充を図る。	こども支援課
産前・産後期の母親へのサポート <small>新</small>	妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対して、看護師、保健師、助産師等の専門職が、不安や悩みを傾聴し、相談支援（寄り添い）を行う。 また、地域の母親同士の交流を促し、妊娠婦が家庭や地域における孤立感を軽減し（孤立感の解消）、安心して妊娠期を過ごして、育児に臨めるようサポートする。	保健センター
産後育児のサポート	出産後から生後2か月未満の子どものいる家庭を対象に、沐浴や授乳等の育児に関わるサポートを行う。	こども支援課
産後家事のサポート	退院後1か月以内の母親のいる家庭で、親族などから家事援助が望めない家庭に対し、ホームヘルパーを派遣する。	こども支援課
乳幼児健康診査及び歯科検診の充実	乳幼児を対象に健康診査及び歯科健診を実施し、発育・発達状況の確認、疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図る。	保健センター
1歳6か月児健康診査事後指導（ころころクラブ）	1歳6か月児健康診査後の、継続的な支援が必要な児童及びその保護者に対し、集団遊びや個別相談を実施する。	保健センター
3歳児グループ指導（でんでんむしの家）	発達支援や育児支援が必要な児童及びその保護者に対して、集団指導や相談活動を通じた支援を行う。	こども支援課
3歳児グループ指導事後フォロー（とんぼグループ）	でんでんむしの家の卒業児及び3歳児、4歳児で家庭児童相談員と関わりのある親子を対象に、個別的、集団的なプログラムを実施し、子どもの成長を促す。	こども支援課
育児、養育に関する支援	育児、養育や成長に伴って発生する問題等について、専門の相談員が相談に応じる。 1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査の会場で保護者からの相談に応じる。	こども支援課 保育課
養育に関する訪問支援 <small>新</small>	子の養育に関して特に支援が必要である家庭を訪問し、育児、家事などの支援を行う。	こども支援課
子どもの短期間の預かり事業の実施検討 <small>新</small>	保護者の疾病等の理由により、家庭での養育が困難になった子どもを対象とした短期間預かり事業の実施を検討する。	こども支援課
双子、三つ子などの多胎児の親への支援	多胎児育児に関する情報や交流の場を提供する。 産後育児サポート事業や子育て支援ヘルパー派遣により、多胎児の子育てを支援する。	保健センター こども支援課

## 【 基本施策（2）子育てしやすい環境の整備 】

### 【 施策の方向性 】

男女が協力して子育てする社会意識を醸成するため、また、母親のみに子育ての負担が偏らないよう、男女共同参画意識の啓発に取り組むとともに、男性の育児休業の取得推進に取り組みます。

また、子ども連れでも外出しやすいように、公共施設への授乳及びおむつ替えスペースやキッズコーナーを設置するとともに、市が主催する講座等では預かり保育を実施します。

### 【 主な取組 】

**新**…第2次計画から新たに掲載した事業

名称	施策の概要	担当課
男女共同参画意識の啓発	就業の場における男女共同参画意識の醸成と浸透を図るため、事業所に対して啓発を行う。また、男女共同参画に関する諸情報を提供するとともに、市民の意識高揚と理解を図るために講座や講演会等を開催する。	人権推進課 男女共同参画推進 プラザ
男性の育児休業取得の推進	男性の育児休業取得を推進するため、事業所及び市職員に対して啓発を行う。	人事課 経済振興課
授乳及びおむつ替えスペースやキッズコーナーの提供	授乳及びおむつ替え等の対応可能な施設を「赤ちゃんの駅」として指定するとともに、新たに公共施設を開設する場合は、キッズコーナーの設置を検討する。	各公共施設 所管課
児童遊園、公園の整備・充実	子どもの安全な遊び場を確保するため、児童遊園、公園の整備・充実を図る。	みどりと公園課
子育てサークル等への活動の支援	公民館、児童センター、集会所などにおいて、子育てサークルが活動する場所を提供する。	地域活動推進課 こども支援課 中央公民館
講座等における預かり保育の実施	子育て中の親が講座や体育教室に参加しやすいように、預かり保育を実施する。	生涯学習スポーツ課 中央公民館
乳幼児親子が参加しやすいプログラムの提供 <b>新</b>	乳幼児連れの親子が気兼ねなく図書館を利用できるように「赤ちゃんタイム」を設ける。 乳幼児連れ親子を対象としたプラネタリウム上映会を開催する。	こども支援課 中央公民館

## 基本目標Ⅲ 地域で子どもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために

### 【 基本施策（1）地域における子育て支援のネットワークづくり 】

#### 【 施策の方向性 】

安心して子育てをするためには、地域が日常的に子どもや親と接し、防犯や見守り、相談や子どもの健全育成に関わるなど、重要な役割を担う必要があります。

地域における身近な交流の場の確保や、地域の市民団体や関係機関との連携強化を図り、子育ての応援ができるあたたかい地域社会を築きます。

#### 【 主な取組 】

名称	施策の概要	担当課
子育て情報の提供	<p>子育て中の親に必要な様々な情報（子育て支援サービス、公共施設、幼稚園・保育園等）を掲載した「子育て情報誌」を発行するとともに、メールマガジンで子育てに関する情報を配信する。</p> <p>子育てに関する様々な資料を集約した「子育て支援コーナー」を図書館に設置する。</p>	こども支援課
ふれあい地域連絡協議会活動への支援	地域ぐるみで子どもたちの健やかな成長を図ることを目的に、地域内の学校、各種団体、関係機関等によるふれあい地域連絡協議の活動を支援する。	生涯学習スポーツ課
保育園における地域との交流	<p>保育園の園庭を開放し、保育園の子どもと地域の子どもがふれあいながら遊び、交流を図る。</p> <p>地域の親子や高齢者が、もちつきなどの行事やレクリエーションを通して、保育園の子どもと交流を図る。</p>	保育課
幼保小交流研修会の充実	小学校への円滑な移行や、卒園までの達成目標等について幼稚園、保育園及び小学校の職員が協議する。また、近隣の小学校に卒園前の園児が訪問する交流体験を行う。	保育課 教育支援課
民生委員・児童委員による児童健全育成の取組	<p>地域の子ども及び妊産婦が安心して暮らせるように、民生委員・児童委員が相談に応じるとともに、見守りや適切なサービスへの橋渡しを行う。</p> <p>主任児童委員連絡会議の開催、児童福祉部会での子育てに関する講演会や児童施設の見学研修などにより、児童の健全育成に関わる委員の資質向上を図る。</p> <p>3年に1度の一斉改選後には、活動内容（子育て支援ほか）を紹介する「民生委員・児童委員だより」を各家庭に配布する。</p>	福祉政策課

名称	施策の概要	担当課
地域における学校外活動（新座っこばわーあつぱくらぶ）の運営	地域の教育力の活性化と子どもたちの地域における学校外活動の一層の充実を図るために、地域住民の協力により自然体験、社会体験、スポーツなどの体験活動や、学習活動を実施する様々なクラブを運営する。	生涯学習スポーツ課
青少年市民会議の活動の推進	青少年の健全な育成を市民総ぐるみで推進することを目的に、この会議の趣旨に賛同する者、青少年関係団体、関係機関をもって組織し、心の声かけ運動など様々な活動を行う。	生涯学習スポーツ課
PTA・保護者会連合会活動への支援	市内公立小・中学校の保護者及び教職員が一体となり、児童・生徒の福祉の増進と学校教育の振興に寄与するとともに、会員相互の研修と連絡協議を図ることを目的とした「新座市PTA・保護者会連合会」の様々な活動を支援する。	生涯学習スポーツ課
学校・保護者・地域による学校づくりの推進（コミュニティ・スクール）	地域ぐるみで児童の安全・健全育成を目指し、学校評議員、PTA、学校応援ボランティア団体等の活性化を進め、学校を総合的に支援する学校運営協議会の充実に取り組む。	学務課
保護者・地域住民によるボランティア活動の推進（学校応援団）	学校において学習活動、安心・安全確保、環境整備などを行う保護者・地域住民によるボランティア活動を推進する。	教育支援課
住民による支えあいの仕組づくり	既存の社会資源を活用しながら、「自助」「互助」を基本とした子ども、高齢者、障がい者等、誰もが関わる住民主体による生活支援が創出されるよう「生活支援コーディネーター」の配置等の取組を進める。	福祉政策課
母子愛育会活動への支援	母と子の保健を中心に地域の子育て支援を推進している母子愛育会の活動を支援する。	保健センター
食生活改善推進員協議会活動への支援	健康づくり及び食育を推進している食生活改善推進員協議会の活動を支援する。	保健センター
食育推進リーダーの活動への支援	地域での食育を支援している、にいざ食育推進リーダーの活動を支援する。	保健センター

## 【 基本施策（2）青少年を支援する取組 】

### 【 施策の方向性 】

学童期や思春期に悩む本人やその家族に対し、それぞれの状況に応じた支援を行います。

学校においては、職場体験等を実施することにより、一人ひとりのキャリア発達を支援します。また、いじめ等の問題に適切に対応し、青少年の健全な成長を支援します。

### 【 主な取組 】

名称	施策の概要	担当課
青少年団体への助成	子ども会連合会等の青少年の健全な育成と青少年教育の振興に資することを目的とした活動団体に対して助成を行う。	生涯学習スポーツ課
思春期保健に関する相談の実施	学童期・思春期における心の問題に関する相談に応じる。	保健センター 教育相談センター
いじめ等の青少年の問題行動への対策	いじめ等の青少年の問題行動へ対応するために、各中学校にさわやか相談室を開設し、相談活動を行うとともに、教師がカウンセリングマインドを持って積極的な生徒指導を行うよう学校カウンセリング研修会を開催する。	教育相談センター
職場体験学習事業の推進	キャリア教育の視点である「生きること、学ぶこと、働くこと」の大切さを学習する機会とするため、全市立中学校の2年生が3日間、地域の中で様々な職場体験学習活動に取り組む。	教育支援課



### 【 基本施策（3）安心して外出できる環境の整備 】

#### 【 施策の方向性 】

子どもや乳幼児を連れた保護者が安心して外出できるよう、公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設や道路の整備を進めます。

また、交通事故防止、交通安全推進の取組を進めることで、子どもたちが安心して外出できる環境を整備します。

#### 【 主な取組 】

名称	施策の概要	担当課
公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進	埼玉県福祉のまちづくり条例の規定に基づき、道路や公共施設のユニバーサルデザイン化を進める。 障がいのある児童・生徒に対応するため学校施設のバリアフリー化を進める。	道路課 教育総務課
交通安全推進・啓発の取組	市内通学路の交差点等に交通指導員を配置する。 小学1年生全員を対象に交通安全教室を実施する。 元気の出るまちづくり出前講座として幼稚園、保育園、小・中学校等の要望に応じて交通安全教室を開催する。 交通安全推進協議会が四半期ごとに交通安全運動、交通事故防止運動を実施する。	交通防犯課
交通事故防止等の取組	交通事故等の防止のため、電柱等に交通安全に関する看板を設置するとともに、道路照明灯を整備する。 生活道路での安全確保のため、新座警察署と連携し、車両の進入抑制、速度抑制を図る。	道路課 交通防犯課
市立小・中学校学校防災マニュアルの活用	災害時における学校の教職員、児童・生徒の基本行動について、マニュアルを活用して共通理解を図る。	教育支援課

## 【 基本施策（4）子どもを犯罪等の被害から守るための取組の推進 】

### 【 施策の方向性 】

子どもたちが犯罪等に巻き込まれず安心して地域で生活していくことができるよう、地域における防犯力の強化を図ります。

また、子どもたちが犯罪に関わらないよう、非行防止啓発活動等を推進します。

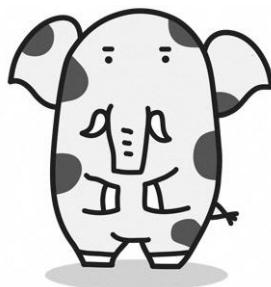
### 【 主な取組 】

名称	施策の概要	担当課
非行防止等の児童健全育成事業の充実	非行防止啓発活動、文化、スポーツ等コミュニティ活動、青少年活動指導者の育成等を通じた健全育成対策を推進する。また、子どもの権利を侵害する児童買春、児童ポルノ等を防止するための意識啓発を図る。	生涯学習スポーツ課
情報モラル教育の推進	市立小・中学校において、情報モラル教育を推進する。	教育支援課
防犯対策の充実	安心・安全なまちづくりのため、警察、学校、地域の市民などと連携し、子ども110番の家の設置や学校付近のパトロール活動を実施する。 また、PTA保護者会、町内会の防犯活動を支援するとともに、防犯灯を設置・管理する町内会に補助金を交付する。	地域活動推進課 交通防犯課 生涯学習スポーツ課 教育支援課
学校における安全管理の取組	学校の安全管理を図るため、不審者対応マニュアルを作成し市立小・中学校に配布する。	教育支援課





## 第4章 教育・保育の量の見込みと 確保方策、実施時期



## 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条及び「基本指針」において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育提供施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとしています。

本計画では、「幼児期の学校教育・保育の事業量」は民生委員・児童委員協議会の活動区域や地域福祉計画・地域福祉活動計画の区域である6区域、「地域子ども・子育て支援事業の事業量」は市全域（1区域）として、目標事業量及び提供体制を設定します。



### 【事業ごとの提供区域】

区分	事業	区域
教育・保育施設 地域型保育事業	保育所・幼稚園・認定こども園 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業 など	6区域
地域子ども・子育て 支援事業	利用者支援事業	市全域
	時間外保育事業	市全域
	放課後児童健全育成事業	市全域
	子育て短期支援事業	市全域
	乳児家庭全戸訪問事業	市全域
	養育支援訪問事業	市全域
	地域子育て支援拠点事業	市全域
	一時預かり事業	市全域
	病児保育事業	市全域
	ファミリー・サポート・センター事業	市全域
	妊婦健康診査事業	市全域
	補足給付事業 参入促進事業	-

## 2 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成26年から平成30年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコート変化率法により推計しました。

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	1,243	1,231	1,219	1,205	1,192
1歳	1,270	1,311	1,299	1,287	1,271
2歳	1,257	1,276	1,317	1,305	1,293
3歳	1,356	1,261	1,280	1,322	1,309
4歳	1,425	1,356	1,261	1,280	1,322
5歳	1,428	1,432	1,363	1,268	1,286
6歳	1,510	1,430	1,434	1,365	1,269
7歳	1,497	1,517	1,436	1,440	1,370
8歳	1,521	1,495	1,515	1,434	1,438
9歳	1,547	1,521	1,495	1,515	1,434
10歳	1,534	1,550	1,524	1,498	1,518
11歳	1,499	1,537	1,553	1,527	1,501
合計	17,087	16,917	16,696	16,446	16,203

※コート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

※小数点以下の四捨五入により、地区の合計と全市の数値が一致しない場合がある。

## 【 地区別の人口の見込み 】

### ①東部第一地区

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	160	160	156	156	152
1歳	174	180	180	175	175
2歳	173	182	189	189	184
3歳	204	179	188	195	195
4歳	219	213	188	197	204
5歳	202	226	219	194	203
6歳	228	211	236	229	203
7歳	205	231	213	239	231
8歳	239	206	232	214	240
9歳	215	239	206	232	214
10歳	236	218	243	208	236
11歳	221	236	218	243	208
合計	2,476	2,481	2,468	2,471	2,445

### ②東部第二地区

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	197	194	190	186	183
1歳	214	213	209	205	201
2歳	212	213	212	208	204
3歳	214	210	210	209	205
4歳	229	213	209	209	208
5歳	235	230	214	211	210
6歳	259	233	227	211	208
7歳	238	257	231	225	210
8歳	251	236	255	229	224
9歳	249	251	236	255	229
10歳	238	250	252	237	256
11歳	248	234	246	248	233
合計	2,784	2,734	2,691	2,633	2,571

### ③西部地区

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	253	251	250	248	245
1歳	276	263	261	260	258
2歳	243	275	262	260	259
3歳	251	245	278	265	263
4歳	276	252	246	279	266
5歳	262	279	255	249	283
6歳	249	263	280	256	250
7歳	291	254	268	285	260
8歳	277	294	257	271	288
9歳	284	279	296	259	273
10歳	303	284	279	295	259
11歳	296	306	287	282	298
合計	3,261	3,245	3,219	3,209	3,202

## ④南部地区

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	185	184	183	181	180
1歳	190	194	193	192	190
2歳	171	191	195	194	193
3歳	228	172	192	196	195
4歳	211	224	169	189	193
5歳	227	215	228	171	192
6歳	226	227	215	228	171
7歳	195	225	226	214	227
8歳	240	195	225	226	214
9歳	232	240	195	225	226
10歳	214	231	239	194	224
11歳	206	216	233	241	195
合計	2,525	2,514	2,493	2,451	2,400

## ⑤北部第一地区

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	289	288	287	287	286
1歳	268	303	302	301	301
2歳	300	265	300	299	298
3歳	297	300	265	300	299
4歳	325	295	298	263	298
5歳	312	324	293	296	261
6歳	354	311	321	291	294
7歳	372	354	311	321	291
8歳	331	369	352	309	318
9歳	358	331	370	353	309
10歳	342	361	334	374	356
11歳	339	346	365	337	379
合計	3,887	3,847	3,798	3,731	3,690

## ⑥北部第二地区

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	159	156	155	151	148
1歳	149	160	157	156	152
2歳	159	151	162	159	158
3歳	163	158	151	161	158
4歳	167	160	155	148	158
5歳	191	163	156	151	144
6歳	195	189	161	154	149
7歳	197	198	192	163	156
8歳	184	196	197	191	162
9歳	210	182	194	195	189
10歳	200	207	179	191	192
11歳	188	198	205	178	190
合計	2,162	2,118	2,064	1,998	1,956

### 3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

#### (1) 保育にかかる施設型給付

##### 【概要】

保護者が働いているなどの理由により、日中の保育が必要で2号、3号認定を受けた子どもを預かり、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、保育等を行います。

##### 保育にかかる施設型給付の概要

特定教育・保育施設	市が条例で定める基準を満たしていると確認した教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）です。
特定地域型保育事業	市の認可を受けて、19人以下の少人数の単位で、0～2歳までの子どもの保育を行う事業で、次の類型があります。
小規模保育事業	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、保育することを目的とする施設において、保育を行う事業です。利用定員は6人以上19人以下です。
家庭的保育事業	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、家庭的保育者の居宅その他の場所において、保育を行う事業です。利用定員は5人以下です。
事業所内保育事業	事業主（企業）等が、主に満3歳未満の、従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする乳幼児についても、事業主等が設置する施設等で保育を行う事業です。
居宅訪問型保育事業	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、障害、疾患などで個別のケアが必要な場合に、乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業です。

##### 【量の見込みと提供体制】

単位：人

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	1,725	1,284	267	1,720	1,314	264	1,717	1,329	261	1,760	1,317	258	1,840	1,303	256	
②確保方策	特定教育・保育施設	1,876	938	229	1,876	938	229	1,876	938	229	1,876	938	229	1,876	938	229
	特定地域型保育事業	0	300	76	0	300	76	0	316	79	0	332	82	0	348	85
	認可外保育施設	9	18	10	9	18	10	9	18	10	9	18	10	9	18	10
②-① 過不足	160	▲28	48	165	▲58	51	168	▲57	57	125	▲29	63	45	1	68	

## 【今後の方向性】

量の見込みについては、対象年齢人口は減少していくものの、保育需要の高まりにより令和2年度以降も増加していく見込みです。

年齢別では、1、2歳の需要が高く、供給体制が不足することから、幼児教育・保育無償化の影響を注視しながら、計画期間内の待機児童解消を目指して引き続き施設整備に取り組みます。

## 【 地区別の量の見込みと提供体制 】

### ① 東部第一地区

			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
			2号	3号													
			3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳									
①量の見込み			238	164	30	237	168	29	237	170	29	242	169	29	253	167	28
② 提供 体制	特定教育・ 保育施設	170	61	15	170	61	15	170	61	15	170	61	15	170	61	15	
	特定地域型 保育事業	0	5	2	0	5	2	0	21	5	0	21	5	0	21	5	
	認可外保育 施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
②-① 過不足			▲68	▲98	▲13	▲67	▲102	▲12	▲67	▲88	▲9	▲72	▲87	▲9	▲83	▲85	▲8

### ② 東部第二地区

			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
			2号	3号													
			3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳									
①量の見込み			298	235	40	298	240	39	297	243	39	305	240	38	319	238	38
② 提供 体制	特定教育・ 保育施設	242	121	36	242	121	36	242	121	36	242	121	36	242	121	36	
	特定地域型 保育事業	0	43	10	0	43	10	0	43	10	0	59	13	0	59	13	
	認可外保育 施設	0	3	3	0	3	3	0	3	3	0	3	3	0	3	3	
②-① 過不足			▲56	▲68	9	▲56	▲73	10	▲55	▲76	10	▲63	▲57	14	▲77	▲55	14

### ③ 西部地区

単位：人

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		2号		3号												
		3-5歳	1-2歳	0歳												
①量の見込み		409	252	55	408	258	55	408	261	54	418	258	54	437	256	53
②提供体制	特定教育・保育施設	483	239	63	483	239	63	483	239	63	483	239	63	483	239	63
	特定地域型保育事業	0	26	5	0	26	5	0	26	5	0	26	5	0	26	5
	認可外保育施設	0	5	2	0	5	2	0	5	2	0	5	2	0	5	2
②-① 過不足		74	18	15	75	12	15	75	9	16	65	12	16	46	14	17

### ④ 南部地区

単位：人

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		2号		3号												
		3-5歳	1-2歳	0歳												
①量の見込み		248	206	39	247	211	38	247	213	38	253	211	37	265	208	37
②提供体制	特定教育・保育施設	322	169	37	322	169	37	322	169	37	322	169	37	322	169	37
	特定地域型保育事業	0	85	25	0	85	25	0	85	25	0	85	25	0	85	25
	認可外保育施設	0	2	1	0	2	1	0	2	1	0	2	1	0	2	1
②-① 過不足		74	50	24	75	45	25	75	43	25	69	45	26	57	48	26

## ⑤ 北部第一地区

単位：人

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		2号		3号												
		3-5歳	1-2歳	0歳												
①量の見込み		282	257	68	281	263	68	280	266	67	287	264	66	300	261	66
②提供体制	特定教育・保育施設	323	184	40	323	184	40	323	184	40	323	184	40	323	184	40
	特定地域型保育事業	0	141	34	0	141	34	0	141	34	0	141	34	0	157	37
	認可外保育施設	9	8	4	9	8	4	9	8	4	9	8	4	9	8	4
②-① 過不足		50	76	10	51	70	10	52	67	11	45	69	12	32	88	15

## ⑥ 北部第二地区

単位：人

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		2号		3号												
		3-5歳	1-2歳	0歳												
①量の見込み		250	170	35	249	174	35	248	176	34	255	175	34	266	173	34
②提供体制	特定教育・保育施設	336	164	38	336	164	38	336	164	38	336	164	38	336	164	38
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-① 過不足		86	▲6	3	87	▲10	3	88	▲12	4	81	▲11	4	70	▲9	4

## (2) 学校教育にかかる施設型給付

### 【概要】

満3歳から小学校就学前までの子どもを預かり、幼稚園教育要領又は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育を提供します。保育時間は、教育標準時間（4時間）です。

また、教育標準時間後に必要に応じ、預かり保育を実施します。

### 【量の見込みと提供体制】

<市全域>

		単位：人				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		1号	1号	1号	1号	1号
(1) 量の見込み	区域内の利用希望	1,842	1,712	1,592	1,520	1,480
	市外からの利用希望	251	233	217	207	201
(2) 確保方策	提供体制	3,270	3,270	3,270	3,270	3,270
	②-①過不足	1,177	1,325	1,461	1,543	1,589

### 【今後の方向性】

現時点で既存施設の定員に十分な余裕があり、今後の計画期間内においても市全域での需給の均衡が取れる見込みです。市内における幼稚園及び認定こども園の利用拡大のため、幼稚園における預かり保育の拡大、認定こども園の移行促進などに取り組んでいきます。

## 【 地区別の量の見込みと提供体制 】

### ① 東部第一地区

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		1号	1号	1号	1号	1号
(1) 量の見込み	区域内の利用希望	292	272	253	241	235
	市外からの利用希望	40	37	35	33	32
(2) 確保方策	提供体制	475	475	475	475	475
	(2)-(1)過不足	143	166	187	201	208

### ② 東部第二地区

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		1号	1号	1号	1号	1号
(1) 量の見込み	区域内の利用希望	276	257	239	228	222
	市外からの利用希望	38	35	33	32	31
(2) 確保方策	提供体制	445	445	445	445	445
	(2)-(1)過不足	131	153	173	185	192

### ③ 西部地区

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		1号	1号	1号	1号	1号
① 量の見込み	区域内の利用希望	235	218	204	194	189
	市外からの利用希望	33	30	28	27	26
② 確保方策	提供体制	445	445	445	445	445
	②-①過不足	177	197	213	224	230

### ④ 南部地区

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		1号	1号	1号	1号	1号
① 量の見込み	区域内の利用希望	333	309	287	275	268
	市外からの利用希望	45	43	39	37	36
② 確保方策	提供体制	470	470	470	470	470
	②-①過不足	92	118	144	158	166

## ⑤ 北部第一地区

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		1号	1号	1号	1号	1号
① 量の見込み	区域内の利用希望	480	446	414	396	385
	市外からの利用希望	65	60	56	53	52
② 確保方策	提供体制	610	610	610	610	610
	②-①過不足	65	104	140	161	173

## ⑥ 北部第二地区

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		1号	1号	1号	1号	1号
① 量の見込み	区域内の利用希望	226	210	195	186	181
	市外からの利用希望	30	28	26	25	24
② 確保方策	提供体制	825	825	825	825	825
	②-①過不足	569	587	604	614	620

## 4 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 利用者支援事業

#### 【概要】

基本型は、妊娠中の方、乳幼児とその保護者が、それぞれのニーズに合わせた教育・保育施設、その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるように、身近な場所で相談を受けたり、情報提供、助言等の必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行います。

特定型は、妊娠中の方、乳幼児とその保護者が、それぞれのニーズに合わせた教育・保育施設、その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるように、市の窓口で相談を受けたり、情報提供、助言等の必要な支援を行います。

母子保健型は、妊娠期から子育て期にわたる様々な悩み等に対応するため、助産師等による母子保健コーディネーターが専門的な見地から相談支援等を行い、その状況を把握し、母子保健及び子育て支援サービス等の情報提供、助言等の必要な支援を行います。

#### 【現状】

単位：か所

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施数	1	1	1	2	3
基本型・特定型	1	1	1	1	2
母子保健型	0	0	0	1	1

#### 【量の見込みと提供体制】

単位：か所

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（A）	4	5	5	5	6
基本型・特定型	3	4	4	4	4
母子保健型	1	1	1	1	2
提供体制（B）	4	5	5	5	6
基本型・特定型	3	4	4	4	4
母子保健型	1	1	1	1	2

## 【今後の方向性】

基本型は、市内3か所（北部、中央部、南部）への設置を進めます。長期的には、各福祉圏域に1か所の設置を目指します。

特定型は、市内1か所（市役所）で情報提供、助言等の必要な支援を行います。

母子保健型は本計画期間内に中央部への設置を進めます（1か所）。将来的には市内3か所（北部、中央部、南部）への設置を目指します。

また、これらが連携して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターとしての機能を充実させていきます。



## (2) 時間外保育事業

### 【概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

### 【現状】

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数 (年間延べ)	1,185 (20,505)	1,120 (23,875)	1,800 (28,012)	1,849 (28,782)	2,514 (26,638)

### 【量の見込みと提供体制】

単位：人

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（A）	2,686	2,704	2,712	2,735	2,787
提供体制（B）	2,686	2,704	2,712	2,735	2,787
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

新規開設園でも延長保育を実施し、引き続き保護者の利用希望に対応します。

### (3) 放課後児童健全育成事業

#### 【概要】

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、子どもの状況や発達段階を踏まえながら適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

#### 【現状】

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
入室者数	全学年	1,309	1,400	1,490	1,564	1,582
	1年生	395	438	462	476	453
	2年生	409	393	428	466	479
	3年生	305	337	351	361	397
	4年生	193	225	244	257	252
	5年生	5	3	3	1	1
	6年生	2	4	2	3	0

#### 【量の見込みと提供体制】

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	全学年	1,582	1,601	1,630	1,660	1,643
	1年生	474	463	481	475	457
	2年生	428	472	462	480	473
	3年生	388	366	403	394	409
	4年生	272	280	264	291	284
	5年生	10	10	10	10	10
	6年生	10	10	10	10	10
② 提供体制		1,384	1,528	1,558	1,598	1,645
差引 ② - ①		▲198	▲73	▲72	▲62	2

## 【今後の方向性】

これまで受入れ枠拡大のための施設整備を行ってきましたが、今後も入室希望者の増加が予想されることから、市内全17小学校において1支援単位当たりおおむね40名の規模を遵守するため、更なる施設整備を行うとともに、民間活力の導入も視野に入れ、提供体制の確保に努め、保育環境の向上を図ります。

なお、利用児童の保護者が安心して就労できるよう各保育室において延長保育を実施します。

また、子どもの放課後居場所づくり事業（ココフレンド）を充実させるとともに、市内全17小学校においてココフレンドと放課後児童保育室の双方を一体的に又は連携して実施することで、効果的な子どもたちの放課後の居場所の確保に努めます。

特に5、6年生については、当面、特別な配慮が必要な子どもの受入れを実施しつつ、令和2年度に市内全17小学校で実施予定であるココフレンドによる受入れを基本とすることで、放課後児童保育室の需要が高い低学年の受入れに対応していきます。

## (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）

### 【概要】

ショートステイ事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で子どもを短期間預かるものです。本市には適切にサービスを実施できる施設がないことから、児童相談所の一時保護で対応しています。

トワイライトステイ事業は、保護者が仕事等により帰宅時間が夜間になる場合や休日の勤務の場合に、児童養護施設等において一時的に預かる事業です。本市には適切にサービスを実施できる施設がないことから、ファミリー・サポート・センター事業による預かりサービスで対応しています。

### 【現状】

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ショートステイ ※児童相談所による対応	23	9	27	41	38
トワイライトステイ ※ファミリー・サポート・センターによる対応	177	309	396	193	297

### 【量の見込みと提供体制】

#### ショートステイ

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）		27	27	27	27	27
提供体制（B）	児童相談所による対応	27	27	27	27	27
	市内施設における対応	0	0	0	0	0
差引（B） - （A）		0	0	0	0	0

#### トワイライトステイ

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）		300	300	300	300	300
提供体制（B）		300	300	300	300	300
※ファミリー・サポート・センターによる提供		0	0	0	0	0

## 【今後の方向性】

ショートステイ事業については、今後も児童相談所の一時保護で対応しつつ、他の方法を検討していきます。

トワイライトステイ事業については、今後も引き続きファミリー・サポート・センター事業において対応していきます。



## (5) 乳児家庭全戸訪問事業

### 【概要】

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師や助産師が訪問し、乳児の体重測定、育児や産後の母親の体調に関する相談、母子保健サービスの情報提供を実施します。

### 【現状】

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問件数	1,215	1,275	1,225	1,163	1,165

### 【量の見込みと提供体制】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	1,243	1,231	1,219	1,205	1,192
提供体制（B）	1,243	1,231	1,219	1,205	1,192
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

現在、里帰り出産の方への訪問も含め、ほぼ全ての家庭に訪問を実施しています。今後も保健師や助産師の訪問体制を整え全戸訪問を継続します。

## (6) 養育支援訪問事業

### 【概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします

### 【現状】

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問対象件数	2	3	0	2	1
訪問回数（延べ）	15	21	0	15	14

### 【量の見込みと提供体制】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2	2	2	2	2
提供体制	2	2	2	2	2
訪問回数（延べ）	16	16	16	16	16

### 【今後の方向性】

要保護児童対策地域協議会の構成機関等が速やかに調整機関に情報を集約するなど、関係機関との連携を図ることで養育支援を必要とする家庭を早期発見し、必要な支援を適切に行っていきます。

## (7) 地域子育て支援拠点事業

### 【概要】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行います。

### 【現状】

単位：人／年

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用人数（年間延べ）	78,857	89,871	89,922	88,246	89,863

### 【量の見込みと提供体制】

単位：人／年

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（A）		86,353	86,014	85,473	85,529	86,448
提供体制	施設数	10	11	13	15	17
	提供数（B）	86,353	86,014	85,473	85,529	86,448
差引（B） - （A）		0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

地域ごとの子どもの人口や利用状況等を勘案し、順次優先地区への設置を進めます。

## (8) 一時預かり事業

### 【概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として  
昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、  
一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### 【一時預かり事業の類型イメージ】

	実施場所	利用対象	利用要件
幼稚園型	幼稚園・認定こども園	幼稚園・認定こども園（教育時間の前後、土・日等休部分）に通っている子ども	日、長期休暇中など
一般型	保育園・一時預かり実施施設	定期的に保育を利用していない子ども	仕事・急病・家族介護・冠婚葬祭など一時的に育児が困難な場合

### 【現状】

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ人数	11,482	15,326	15,059	16,055	13,914
幼稚園型	0	1,628	1,699	2,338	2,561
一般型	11,482	12,889	13,360	13,717	11,353

## 【量の見込みと提供体制】

単位：人／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	15,460	15,246	15,297	15,816	15,523
幼稚園型	3,347	3,636	4,029	4,389	4,730
一般型	12,113	11,610	11,268	11,427	10,793
提供体制（B）	42,755	42,682	42,755	42,890	42,890
幼稚園型	7,350	7,350	7,350	7,350	7,350
一般型	35,405	35,322	35,405	35,540	35,540
差引（B）－（A）	27,295	27,426	27,458	27,074	27,367
幼稚園型	4,003	3,714	3,321	2,961	2,620
一般型	23,292	23,712	24,137	24,113	24,747

## 【今後の方向性】

実施施設を増やし、受け入れ枠の拡充を目指すとともに、既に一時預かりを実施している施設についても、土曜日の一時預かりの実施を進めます。

## (9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

### 【概要】

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

### 【現状】※病後児保育のみ

単位：人／年

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用人数	103	68	79	77	39

### 【量の見込みと提供体制】

単位：人／年

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（A）	73	73	73	73	73
提供体制（B）	492	492	492	492	494
差引（B） - （A）	419	419	419	419	421

### 【今後の方向性】

病児保育事業については、医療機関等との連携により、病児対応型の設置を目指します。

病後児保育事業については、実施施設の拡充を目指します。

## (10) ファミリー・サポート・センター事業

### 【概要】

子どもの送迎や預かり等の援助を受けたい会員(利用会員)、その援助を行う会員(協力会員)からなる有償の相互援助活動で、アドバイザーが会員の援助活動の調整を行う事業です。

### 【現状】

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
会員数	1,316	1,375	1,438	1,515	1,599
利用会員	966	1,010	1,056	1,129	1,202
協力会員	220	240	254	262	271
両方会員	130	125	128	124	126

単位：回／年

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
支援回数	5,353	4,459	5,654	5,628	6,804
就学前児童	3,637	3,015	3,423	3,422	3,343
就学児童	1,716	1,444	2,231	2,206	3,461

### 【量の見込みと提供体制】

単位：回／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	7,391	7,756	8,293	8,568	9,041
就学前児童	3,308	3,241	3,238	3,274	3,338
就学児童	4,083	4,515	5,055	5,294	5,703
提供体制（B）	7,391	7,756	8,293	8,568	9,041
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

これまでの実績においては、ほぼ全ての援助希望に対応できています。援助希望が増加していることから、引き続き援助者（協力会員）の拡充に努めます。

## (11) 妊婦健康診査事業

### 【概要】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、妊婦及び胎児の健康管理及び経済的負担の軽減を図る事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。

### 【現状】

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診対象者数	1,532	1,530	1,389	1,451	1,285
受診者数（1回目）	1,300	1,321	1,206	1,255	1,125

### 【量の見込みと提供体制】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A） (延べ回数)	1,243 (17,402)	1,231 (17,234)	1,219 (17,066)	1,205 (16,870)	1,192 (16,688)
確保策（B）	1,243	1,231	1,219	1,205	1,192
差引（B）-（A）	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

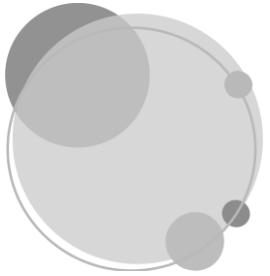
妊娠初期に妊娠の届出をすることで、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な保健指導につなげることが期待できるため、妊娠初期の届出の普及啓発を進め、本事業の推進を図ります。

## (12) 実費徴収に係る補足給付事業

特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用について、一部又は全額を助成する事業です。

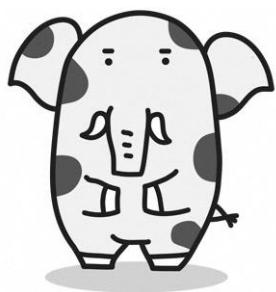
## (13) 多様な主体の参入促進事業

民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用といった観点から効果が高いと考えられる事業を実施します。



## 參考資料

參考  
資料



## 1 計画の策定経過

回	開催日	検討内容
2019年度 第1回	2019年 7月29日	(1) 放課後児童保育室の今後の運営について (2) 第2次新座市子ども・子育て支援事業計画策定の進捗状況について
2019年度 第2回	2019年 8月29日	(1) 第2次新座市子ども・子育て支援事業計画の諮問について (2) 第一新座幼稚園の新制度移行について
2019年度 第3回	2019年 10月1日	(1) 新座市子ども・子育て支援事業計画実施報告について (2) 第2次新座市子ども・子育て支援事業計画の修正案について
2019年度 第4回	2019年 12月17日	(1) 第2次新座市子ども・子育て支援事業計画(案)に係る意見募集の結果について
2019年度 第5回	2019年 2月3日	(1) 第2次新座市子ども・子育て支援事業計画の答申について (2) 令和2年度開所予定保育施設について

## 2 新座市子ども・子育て会議委員名簿

	委員名	選出区分	所属機関等
1	越道 若菜	子どもの保護者	新座市保育園保護者連絡会
2	小林 友美	子どもの保護者	新座市幼稚園父母の会連合会
3	甲田 由夏	子どもの保護者	新座市学童保育の会
4	山野辺 範一	事業主代表	新座市商工会
5	塚田 美香	労働者代表	連合埼玉朝霞・東入間地域協議会
6	長谷川 好子	事業従事者（保育園）	新座市法人保育園連絡協議会
7	鈴木 芳宗	事業従事者（幼稚園）	東上地区私立幼稚園協会
8	竹内 勘次	事業従事者（認定こども園）	第二新座幼稚園
9	中村 敏也	事業従事者（家庭保育室）	元気キッズ新座園
10	坂本 純子	事業従事者（子育て支援センター）	栄保育園地域子育て支援センター「るーえん」
11	田野 信哉	事業従事者（小学校）	新座市立小学校長会
12	鈴木 康弘	学識経験者	十文字学園女子大学人間生活学部
13	原田 晃樹	学識経験者	立教大学コミュニティ福祉学部
14	松嵜 くみ子	学識経験者	跡見学園女子大学文学部
15	飯野 玲明	関係団体	新座市民生・児童委員協議会
16	田畑 真美	関係団体	新座市障害者を守る会
17	田子 敏子	関係団体	新座市町内会連合会

### 3 関係法令

#### (1) 新座市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、新座市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 事業主を代表する者

(3) 労働者を代表する者

(4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(6) 子ども・子育て支援関係団体を代表する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

## (2) 児童の権利に関する条約（抜粋）

平成元年（1989年）に国際連合が採択。日本は平成6年（1994年）に批准、平成6年5月22日に発効。

前文 省略

第1部

第1条（児童の定義）

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条（差別の禁止）

1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条（児童に対する措置の原則）省略

第4条（締約国の義務）省略

第5条（父母等の責任、権利及び義務の尊重）

締約国は、児童がこの条約において認められる権利行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条（生命に対する固有の権利）

1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第7条（登録、氏名及び国籍等に関する権利）省略

第8条（国籍等身元関係事項を保持する権利）省略

第9条（父母からの分離についての手続き及び児童が父母との接触を維持する権利）省略

第10条（家族の再統合に対する配慮）省略

第11条（児童の不法な国外移送、帰還できない事態の除去）省略

第12条（意見を表明する権利）

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条（表現の自由）

1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

2 1の権利の行使については、一定の制限を課すことができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

（a）他の者の権利又は信用の尊重

（b）国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条（思想、良心及び宗教の自由）省略

第15条（結社及び集会の自由）省略

第16条（私生活等に対する不法な干渉からの保護）省略

第17条（多様な情報源からの情報及び資料の利用）省略

第18条（児童の養育及び発達についての父母の責任と国の援助）

1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。

2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。

3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便宜を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

#### 第19条（監護を受けている間における虐待からの保護）

1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

#### 第20条（家庭環境を奪われた児童等に対する保護及び援助）省略

#### 第21条（養子縁組に際しての保護）省略

#### 第22条（難民の児童等に対する保護及び援助）省略

#### 第23条（心身障害を有する児童に対する特別の養護及び援助）

1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。

2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受けれる資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。

3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。

4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国的能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

#### 第24条（健康を享受すること等についての権利）

1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。

2 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。

(a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。

(b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。

(c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。

(d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。

(e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。

(f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。

3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣習を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。

4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第25条（児童の待遇等に関する定期的審査）省略

第26条（社会保障からの給付を受ける権利）省略

第27条（相当な生活水準についての権利）省略

第28条（教育についての権利）

1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

(c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。

(d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。

(e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。

2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第29条（教育の目的）

1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。

(a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。

(c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。

(d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。

(e) 自然環境の尊重を育成すること。

2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第30条（小数民族に属し又は原住民である児童の文化、宗教及び言語についての権利）省略

第31条（休息、余暇及び文化的生活に関する権利）

1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。

2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しつつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適當かつ平等な機会の提供を奨励する。

第32条（経済的搾取からの保護、有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利）省略

第33条（麻薬の不正使用等からの保護）省略

第34条（性的搾取、虐待からの保護）省略

第35条（児童の誘拐、売買等からの保護）省略

第36条（他のすべての形態の搾取からの保護）省略

第37条（拷問等の禁止、自由を奪われた児童の取扱い）省略

第38条（武力紛争における児童の保護）省略

第39条（搾取、虐待、武力紛争等による被害を受けた児童の回復のための措置）省略

第40条（刑法を犯したと申し立てられた児童等の保護）省略

第41条（締約国の法律及び締約国について有効な国際法との関係）省略

第2部 省略

第3部 省略

### (3) 新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

平成 26 年 9 月 26 日  
条例第 34 号

#### (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭的保育事業 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (2) 小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業をいう。
- (3) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (4) 事業所内保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (5) 法定代理受領 法第 27 条第 5 項(法第 28 条第 4 項の規定において準用する場合を含む。)又は法第 29 条第 5 項(法第 30 条第 4 項の規定において準用する場合を含む。)の規定により市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
- (6) 満 3 歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。)第 4 条第 1 項に規定する満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (7) 特定満 3 歳以上保育認定子ども 令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する特定満 3 歳以上保育認定子どもをいう。
- (8) 満 3 歳未満保育認定子ども 令第 4 条第 2 項に規定する満 3 歳未満保育認定子どもをいう。
- (9) 市町村民税所得割合算額 令第 4 条第 2 項第 2 号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (10) 負担額算定基準子ども 令第 13 条第 2 項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

(令元条例 21・一部改正)

#### (特定教育・保育施設等の一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切な適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するよう努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。

(令元条例 21・一部改正)

#### 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

##### 第1節 利用定員に関する基準

###### (利用定員)

第4条 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、その利用定員(法第 27 条第 1 項の規定による確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)を 20 人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満 1 歳未満の小学校就学前子ども及び満 1 歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- (1) 認定こども園 法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分

## 第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担第12条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要な事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要な事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要な事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要な事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の承諾を得た特定教育・保育施設は、利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要な事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の承諾をした場合は、この限りではない。

(令元条例21・一部改正)

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他の公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、法第20条第4項に規定する認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子ども教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子ども教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(令元条例21・一部改正)

## (受給資格等の確認)

第7条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、支給認定教育・保育給付認定の有無、支給認定子ども教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

(令元条例21・一部改正)

## (支給認定教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定教育・保育施設は、支給認定教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該支給認定教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者教育・保育給付認定保護者が受けている支給認定教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(令元条例21・一部改正)

## (心身の状況等の把握)

第9条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子ども教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(令元条例21・一部改正)

## (小学校等との連携)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子ども教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子ども教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(令元条例21・一部改正)

## (教育・保育の提供の記録)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供したときは、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

## (利用者負担額等の受領)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)を提供したときは、支給認定保護者教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額(当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者教育・保育給付認定保護者から、特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に規定する費用の額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものとの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜にする費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による費用の支払を求めるときは、あらかじめ、当該費用の使途及び額並びに支給認定保護者教育・保育給付認定保護者に当該費用の支払を求める理由を書面で明らかにするとともに、支給認定保護者教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による費用の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(令元条例21・一部改正)

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第13条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者教育・保育給付認定保護者に對し、当該支給認定保護者教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(令元条例21・一部改正)

(特定教育・保育の取扱方針)

第14条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じ、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならぬ。

(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)

(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定により保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第2号の認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(令元条例 21・一部改正)

(特定教育・保育に関する評価等)

第15条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(令元条例 21・一部改正)

(相談及び援助)

第16条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子ども教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(令元条例 21・一部改正)

(緊急時等の対応)

第17条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子ども教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(令元条例 21・一部改正)

(支給認定保護者教育・保育給付認定保護者に関する通知)

第18条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(令元条例 21・一部改正)

(運営規程)

第19条 特定教育・保育施設は、次に掲げる当該特定教育・保育施設の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1) 特定教育・保育施設の目的及び運営の方針

(2) 提供する特定教育・保育の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。)及び時間並びに当該特定教育・保育の提供を行わない日

(5) 支給認定保護者第12条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類及びその額並びに支払を求める理由

(6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

(7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。)

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

(令元条例 21・一部改正)

(勤務体制の整備等)

第20条 特定教育・保育施設は、支給認定子ども教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子ども教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(令元条例 21・一部改正)

(定員の遵守)

第21条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示)

第22条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(支給認定子どもも教育・保育給付認定子どもも平等に取り扱う原則)

第23条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもも教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(令元条例21・一部改正)

(虐待等の禁止)

第24条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもも教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもも教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(令元条例21・一部改正)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第25条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもも教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第47条第3項の規定によりその支給認定子どもも教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な懲戒に関する措置を探るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(令元条例21・一部改正)

(秘密保持等)

第26条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子どもも教育・保育給付認定子ども又はその保護者等の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子どもも教育・保育給付認定子ども又はその保護者等の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもも教育・保育給付認定子どももに関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(令元条例21・一部改正)

(情報の提供等)

第27条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に当該特定教育・保育施設を選択することができるよう、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(令元条例21・一部改正)

(利益供与等の禁止)

第28条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情への対応)

第29条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子どもも教育・保育給付認定子どもも又は支給認定保護者教育・保育給付認定保護者その他の当該支給認定子どもも教育・保育給付認定子どもの家族(以下この条において「支給認定子ども等教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもも等教育・保育給付認定子どもも等からの苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子どもも等教育・保育給付認定子どもも等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子どもも等教育・保育給付認定子どもも等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(令元条例 21・一部改正)

(地域との交流)

第30条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をねらう等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもも教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該支給認定子どもも教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもも教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(令元条例 21・一部改正)

(会計の区分)

第32条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第33条 特定教育・保育施設は、職員、財産及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもも教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定教育・保育に係る必要な事項の記録

(3) 第18条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第31条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(令元条例 21・一部改正)

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第34条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもも教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合は、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の規定により特別利用保育を提供する場合は、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもも教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもも教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設は、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育に特別利用保育を、施設型給付費に特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章前節(第6条第3項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに」と、「同号に掲げる小学校就学前子どももの」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どももの」とすると、第12条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(令元条例 21・一部改正)

(特別利用教育の基準)

- 第35条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。次項以下この条において同じ。)は、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合は、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設は、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育に特別利用教育を、施設型給付費に特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章前節(第6条第3項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「第19条第1項第1号」とあるのは「第19条第1項第2号」と、第12条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの」と、第12条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(令元条例21・一部改正)

### 第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

#### 第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

- 第36条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあってはその(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)を1人の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第40条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあってはその利用定員を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条附則第4項において同じ。)にあってはその利用定員を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあってはその利用定員を1人とする。
- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあっては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳未満の小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(令元条例21・一部改正)

## (4) 新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成 26 年 9 月 26 日  
条例第 33 号

### (趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

### (最低基準)

第 3 条 最低基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(満 3 歳未満の者に限る。ただし、法第 6 条の 3 第 9 項第 2 号、同条第 10 項第 2 号、同条第 11 項第 2 号又は同条第 12 項第 2 号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満 3 歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。)(以下「利用乳幼児」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

### (最低基準の向上)

第 4 条 市長は、新座市児童福祉審議会条例(平成 13 年新座市条例第 14 号)に基づく新座市児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、最低基準を超えて、家庭的保育事業等の設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

### (最低基準と家庭的保育事業者等)

第 5 条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、家庭的保育事業等の設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、家庭的保育事業等の設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

### (家庭的保育事業者等の一般原則)

第 6 条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、家庭的保育事業等の運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自ら行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第 2 号次条第 1 項第 2 号、第 15 条第 2 項及び第 3 項、第 16 条第 1 項並びに第 17 条第 1 項において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止を十分考慮して設けられなければならない。

### (令元条例 17・一部改正)

### (保育所等との連携)

第 7 条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第 1 項、第 15 条から第 18 条まで及び附則第 3 項附則第 4 項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われるとともに、当該家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を<sup>1</sup>行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。次項並びに第 3 項第 1 号及び第 2 号に

おいて同じ。)を提供すること。

(3) 家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第 43 条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件を満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第 28 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が 20 人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 法第 6 条の 3 第 12 項及び第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことによる費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

(令元条例 17・一部改正)

(家庭的保育事業者等と非常災害対策)

第 8 条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月 1 回は、これを行わなければならぬ。

(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)

第 9 条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けた者でなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第 10 条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第 11 条 家庭的保育事業者等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ、家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第 12 条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第 13 条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

## (懲戒に係る権限の濫用禁止)

第 14 条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、法第 47 条第 3 項の規定によりその利用乳幼児の福祉のために必要な懲戒に関する措置を採るときは、身体的苦痛を与える、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

## (衛生管理等)

第 15 条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等に、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

## (食事)

第 16 条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法(第 11 条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 前項に規定するもののほか、食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

## (食事の提供の特例)

第 17 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供(以下「食事の提供」という。)について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) 食事の提供の責任が家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

(2) 家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 調理業務の受託者が、家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。

(4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

(5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じ、食育基本法(平成 17 年法律第 63 号)第 18 条第 1 項の規定による食育推進計画に基づく食事を提供するよう努めること。

2 搬入施設は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

(1) 連携施設

(2) 家庭的保育事業者等と同一の法人若しくは関連法人が運営する小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第 23 条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

(令元条例 17・一部改正)

## (利用乳幼児及び職員の健康診断)

第18条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。
- 3 第1項の健康診断をした医師は、その結果として必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ、保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続を探ることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。
- 4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、利用乳幼児の食事を調理する者(以下「調理員」という。)につき、特に綿密な注意を払わなければならない。

## (運営規程)

第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる家庭的保育事業等の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 家庭的保育事業等の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 家庭的保育事業者等の職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日
- (5) 保護者から支払を受ける費用の種類及びその額並びに支払を求める理由
- (6) 乳幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、家庭的保育事業等の運営に関する重要な事項

## (家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第20条 家庭的保育事業所等には、家庭的保育事業者等の職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。

## (秘密保持等)

- 第21条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその保護者等の秘密を漏らしてはならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、その職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその保護者等の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
  - 3 家庭的保育事業者等は、他の家庭的保育事業者等その他の機関に対して、利用乳幼児に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用乳幼児の保護者の同意を得ておかなければならぬ。

## (苦情への対応)

第22条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2章 家庭的保育事業

## (設備の基準)

第23条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所(次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。)で実施するものとする。

- (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。
- (2) 前号の部屋の面積が、9.9平方メートル(保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積)以上であること。
- (3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。)を設けること。

(6) 前号の庭の面積が、満 2 歳以上の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。

(7) 火災報知器及び消火器を設けること。

(職員)

第 24 条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は第 17 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者

(2) 法第 18 条の 5 各号及び法第 34 条の 20 第 1 項第 4 号第 34 条の 20 第 1 項第 3 号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は、3 人以下とする。ただし、当該家庭的保育者が、家庭的保育補助者(市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であつて、家庭的保育者を補助するものをいう。第 35 条第 2 項において同じ。)とともに保育する場合は、5 人以下とする。

(令元条例 17・一部改正)

(保育時間)

第 25 条 家庭的保育事業における保育時間は、1 日につき 8 時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して、当該家庭的保育事業を行う者(以下「家庭的保育事業者」という。)が定めるものとする。

(保育の内容)

第 26 条 家庭的保育事業者は、市長が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第 27 条 家庭的保育事業者は、常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第 3 章 小規模保育事業

第 1 節 通則

(小規模保育事業の区分)

第 28 条 小規模保育事業は、小規模保育事業 A 型、小規模保育事業 B 型及び小規模保育事業 C 型とする。

第 2 節 小規模保育事業 A 型

(設備の基準)

第 29 条 小規模保育事業 A 型を行う事業所(以下「小規模保育事業所 A 型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満 2 歳未満の幼児を利用する小規模保育事業所 A 型にあつては、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

(2) 乳児室又はほふく室の面積が、乳児又は前号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。

(3) 乳児室又はほふく室に、保育に必要な用具を備えること。

(4) 満 2 歳以上の幼児を利用する小規模保育事業所 A 型にあつては、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該小規模保育事業所 A 型の付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号並びに第 34 条第 4 号及び第 5 号において同じ。)、調理設備及び便所を設けること。

(5) 保育室又は遊戯室及び屋外遊戯場の面積が、前号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。

(6) 保育室又は遊戯室に、保育に必要な用具を備えること。

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を 2 階に設ける建物にあつては次のア、イ及びカの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物にあつては次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 <a href="#">建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 123 条第 1 項各号</a> 又は <a href="#">同条第 3 項各号</a> に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 <a href="#">建築基準法第 2 条第 7 号の 2</a> に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 <a href="#">建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号</a> 又は <a href="#">同条第 3 項各号</a> に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 <a href="#">建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号</a> 又は <a href="#">同条第 3 項各号</a> に規定する構造の屋内階段 2 <a href="#">建築基準法第 2 条第 7 号</a> に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備
	避難用	1 <a href="#">建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号</a> 又は <a href="#">同条第 3 項各号</a> に規定する構造の屋内階段 2 <a href="#">建築基準法第 2 条第 7 号</a> に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 <a href="#">建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号</a> 又は <a href="#">同条第 3 項各号</a> に規定する構造の屋内階段 2 <a href="#">建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号</a> に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 <a href="#">建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号</a> 又は <a href="#">同条第 3 項各号</a> に規定する構造の屋内階段(ただし、 <a href="#">同条第 1 項</a> の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が通常の火災時に生じる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして市長が別に定める構造を有する場合を除き、当該構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、 <a href="#">同条第 3 項第 3 号</a> 、 <a href="#">第 4 号</a> 及び <a href="#">第 10 号</a> の規定を満たすものとする。) 2 <a href="#">建築基準法第 2 条第 7 号</a> に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 <a href="#">建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号</a> に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が、避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至るまでの歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所 A 型の調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)以外の部分と小規模保育事業所 A 型の調理設備の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するものであって、自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理設備の外部への延焼を防止するため必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所 A 型の壁及び天井の室内に面する部分が不燃材料で仕上げられていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入り、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所 A 型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(平 28 条例 29・一部改正)

(職員)

第 30 条 小規模保育事業所 A 型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は第 17 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。

(1) 乳児 おおむね 3 人につき 1 人

- (2) 満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人
  - (3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
  - (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人
- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師のうち、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第31条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業」とあるのは「小規模保育事業A型」と、「家庭的保育事業を行う者(以下「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者(第31条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者(A型)」)と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(A型)」とする。

### 第3節 小規模保育事業B型

(職員)

第32条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師のうち、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第33条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業」とあるのは「小規模保育事業B型」と、「家庭的保育事業を行う者(以下「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者(第33条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者(B型)」)と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B型)」)と、第29条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模保育事業B型」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。

### 第4節 小規模保育事業C型

(設備の基準)

第34条 小規模保育事業C型を行う事業所(以下「小規模保育事業所C型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳未満の幼児を利用する小規模保育事業所C型にあっては、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積が、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室に、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用する小規模保育事業所C型にあっては、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室及び屋外遊戯場の面積が、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室に、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階以上に設ける建物にあっては、第29条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

第35条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、当該家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合は、5人以下とする。

## (利用定員)

第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

## (準用)

第37条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業」とあるのは「小規模保育事業C型」と、「家庭的保育事業を行う者(以下「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者(第37条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者(C型)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(C型)」とする。

## 第4章 居宅訪問型保育事業

## (居宅訪問型保育事業)

第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第34条第5項又は同法第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育  
(平26条例47・令元条例17・一部改正)

## (設備及び備品)

第39条 居宅訪問型保育事業者が居宅訪問型保育事業を行う事業所には、当該居宅訪問型保育事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

## (職員)

第40条 居宅訪問型保育事業を行う事業所には、家庭的保育者を置かなければならない。この場合において、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。

## (居宅訪問型保育連携施設)

第41条 居宅訪問型保育事業者は、第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合は、あらかじめ、居宅訪問型保育連携施設(当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう連携する障がい児入所施設その他の市の指定する施設をいう。)を適切に確保しなければならない。

## (準用)

第42条 第25条から第27条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業」とあるのは「居宅訪問型保育事業」と、「当該家庭的保育事業を行う者(以下「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。

## 第5章 事業所内保育事業

## (利用定員の設定)

第43条 事業所内保育事業を行う者(以下この章において「事業所内保育事業者」という。)は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるその他の乳児又は幼児(法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。)の数を踏まえて市が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。

利用定員	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上	20人

(設備の基準)

第44条 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。第46条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳未満の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所にあっては、乳児室又はほふく室、医務室、調理室(当該保育所型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。)及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積が、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積が、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室に、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合は、当該児童を含む。)を入所させる保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該保育所型事業所内保育事業所の付近にあるこれに代わるべき場所を含む。第7号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積が、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 屋外遊戯場の面積が、第5号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (8) 保育室又は遊戯室に、保育に必要な用具を備えること。
- (9) 保育室等を2階に設ける建物にあっては、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、次に掲げる要件に該当すること。
  - ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
  - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が通常の火災時に生じる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして市長が別に定める構造を有する場合を除き、当該構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号の規定を満たすものとする。) 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が、避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至るまでの歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するものであって、自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分が不燃材料で仕上げられていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入り、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(平 28 条例 29・一部改正)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第 45 条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は第 17 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき 2 人を下回ることはできない。

(1) 乳児 おおむね 3 人につき 1 人

(2) 満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児 おおむね 6 人につき 1 人

(3) 満 3 歳以上満 4 歳未満の児童 おおむね 20 人につき 1 人(法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号の規定に基づき

受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師のうち、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者は、連携施設の確保に当たって、第7条第1号及び第2号第7条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることが要しない。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であつて、市長が適当と認めるもの(附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第7条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

(令元条例17・一部改正)

(保育所型事業所内保育事業についての準用)

第47条 第25条から第27条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業」とあるのは「保育所型事業所内保育事業」と、「家庭的保育事業を行う者(以下「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者(第47条において準用する次条及び第27条において「保育所型事業所内保育事業者」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第48条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師のうち、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(小規模型事業所内保育事業についての準用)

第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」と、「家庭的保育事業を行う者(以下「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」と、「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号及び第7号において同じ。)」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第49条において準用する第29条第5号」とする。

第6章 雜則

(委任)

第50条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

(食事の提供の経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者(次項において「施設等」という。)が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第29条第1号(調

理設備に係る部分に限る。)(第33条及び第49条において準用する場合を含む。)、第4号及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第33条及び第49条において準用する場合を含む。)及び第7号(調理設備に係る部分に限る。)(第33条及び第49条において準用する場合を含む。)、第30条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第32条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第34条第1号(調理設備に係る部分に限る。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第35条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第44条第1号(調理室に係る部分に限る。)及び第5号(調理室に係る部分に限る。)、第45条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)並びに第48条第1項本文(調理員に係る業務部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。

(令元条例17・一部改正)

3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(令元条例17・追加)

(連携施設に関する経過措置)

43 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して5年10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(令元条例17・旧第3項繰下・一部改正)

(小規模保育事業所B型等に関する経過措置)

54 第32条及び第48条の規定の適用については、第24条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第32条第1項及び第48条第1項に規定する保育従事者とみなす。

(令元条例17・旧第4項繰下)

(利用定員に関する経過措置)

65 小規模保育事業所C型は、第36条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

(令元条例17・旧第5項繰下)

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

76 保育の需要に応じるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができます。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

(平28条例29・追加、令元条例17・旧第6項繰下)

87 前項の事情に鑑み、当分の間、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

(平28条例29・追加、令元条例17・旧第7項繰下)

98 附則第6項附則第7項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

(平28条例29・追加、令元条例17・旧第8項繰下・一部改正)

109 前2項の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項の規定により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

(平28条例29・追加、令元条例17・旧第9項繰下)

附 則(平成26年条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## (5) 新座市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成 26 年 9 月 26 日  
条例第 32 号

### (趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

### (最低基準)

第3条 最低基準は、市長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童(以下「利用者」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

### (最低基準の向上)

第4条 市長は、新座市児童福祉審議会条例(平成 13 年新座市条例第 14 号)に基づく新座市児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、放課後児童健全育成事業の設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

### (最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第5条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、放課後児童健全育成事業の設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

### (放課後児童健全育成事業の一般原則)

第6条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、放課後児童健全育成事業の運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業の運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止を十分考慮して設けられなければならない。

(平 28 条例 18・一部改正)

### (放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第7条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、毎月行わなければならない。

### (職員の一般的要件)

第8条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員(以下「職員」という。)は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けた者でなければならない。

### (職員の知識及び技能の向上等)

第9条 職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

## (設備等の基準)

- 第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所に、放課後児童健全育成事業における支援の提供に必要な設備及び備品等を備えるほか、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画並びに当該設備及び備品等を確保すべき場所(以下この条において「専用区画」という。)を設けなければならない。
- 2 専用区画の面積(前項に規定する設備及び備品等に係る面積を除く。)は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。
  - 3 第1項に規定する設備及び備品等並びに専用区画(次項において「設備等」という。)は、放課後児童健全育成事業所において保育している時間帯を通じて専ら放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
  - 4 設備等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。  
(放課後児童支援員及び補助員)
- 第11条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならぬ。
- 2 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。
    - (1) 保育士の資格を有する者
    - (2) 社会福祉士の資格を有する者
    - (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
    - (4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者
    - (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
    - (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
    - (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
    - (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
    - (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
    - (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
  - 3 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上(市が行う放課後児童健全育成事業であって放課後児童健全育成事業所において保育する児童の数が40人以下の場合は、当該放課後児童健全育成事業所ごとに3人以上)とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。
  - 4 前項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。
  - 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。
- (平28条例18・平30条例29・平31条例12・令元条例4・一部改正)  
(利用者を平等に取り扱う原則)
- 第12条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。  
(虐待等の禁止)
- 第13条 職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

## (衛生管理等)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所に、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行わなければならない。

## (運営規程)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる放課後児童健全育成事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 放課後児童健全育成事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務の内容

(3) 保育している日及び時間

(4) 放課後児童健全育成事業における支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額

(5) 利用定員

(6) 通常の放課後児童健全育成事業の実施地域

(7) 放課後児童健全育成事業の利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、放課後児童健全育成事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第16条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第17条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその保護者等の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその保護者等の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、他の放課後児童健全育成事業者その他の機関に対して、利用者に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者の保護者の同意を得ておかなければならぬ。

## (苦情への対応)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(保育時間及び日数)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において保育する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める保育時間を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定めなければならない。

(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 午前8時から午後6時(ただし、保育時間の延長の決定を受けた場合にあっては、土曜日を除き午後7時)まで

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 児童の放課後から午後6時(ただし、保育時間の延長の決定を受けた場合にあっては、土曜日を除き午後7時)まで

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において保育する日数について、1年につき250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定めなければならない。

(保護者との連絡)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、放課後児童健全育成事業における支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

## (関係機関との連携)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

## (事故発生時の対応)

第22条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供において事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

## (委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に行われている放課後児童健全育成事業の用に供している建物(同日において基本的な設備が完成しているものを含む。)(第10条第2項に規定する基準に適合するものを除く。)について、同項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和2年3月31日までの間、適用しない。

## (令元条例4・一部改正)

3 施行日から令和2年3月31日までの間、第11条第2項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

## (令元条例4・一部改正)

4 この条例の施行の際現に行われている放課後児童健全育成事業における支援の単位について、第11条第4項の規定は、施行日から令和2年3月31日までの間、適用しない。

## (令元条例4・一部改正)

## 附 則(平成28年条例第18号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 附 則(平成30年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則(平成31年条例第12号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 附 則(令和元年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則(令和元年条例第16号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第2期新座市子ども・子育て支援事業計画  
(令和2年度～令和6年度)

発行日 令和2年3月  
編集・発行 新座市役所子ども支援課  
〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号  
電話 048-424-9608  
FAX 048-482-6922